

平成25年第3回（9月）定例会

# つがる市議会会議録

平成25年9月6日 開会

平成25年9月20日 閉会

つがる市議会

# 平成25年第3回つがる市議会 定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

|   |   |
|---|---|
| 議事日程                                      | 1 |
| 本日の会議に付した事件                               | 2 |
| 出席議員                                      | 3 |
| 欠席議員                                      | 3 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名               | 4 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名                         | 5 |
| 開会、開議宣告                                   | 6 |
| 会議録署名議員の指名                                | 6 |
| 会期の決定                                     | 6 |
| 諸般の報告                                     | 6 |
| 報告第16号～議案第87号の上程、提案理由の説明                  | 6 |
| ・ 報告第16号 平成24年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について |   |
| ・ 報告第17号 平成24年度つがる市継続費精算報告書               |   |
| ・ 議案第67号 つがる市出張所設置条例の一部を改正する条例案           |   |
| ・ 議案第68号 つがる市税条例の一部を改正する条例案               |   |
| ・ 議案第69号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案         |   |
| ・ 議案第70号 つがる市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例案    |   |
| ・ 議案第71号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案            |   |
| ・ 議案第72号 つがる市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例案     |   |
| ・ 議案第73号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案         |   |
| ・ 議案第74号 つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案             |   |
| ・ 議案第75号 つがる市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案     |   |
| ・ 議案第76号 つがる市新型インフルエンザ等対策本部条例案            |   |
| ・ 議案第77号 平成25年度つがる市一般会計補正予算(第4号)案         |   |
| ・ 議案第78号 平成25年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)案 |   |
| ・ 議案第79号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)案  |   |
| ・ 議案第80号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案   |   |
| ・ 議案第81号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第2号)案     |   |
| ・ 議案第82号 平成24年度つがる市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件    |   |

- ・議案第83号 平成24年度つがる市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を  
求めるの件
- ・議案第84号 平成24年度つがる市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求  
めるの件
- ・議案第85号 平成24年度つがる市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求め  
るの件
- ・議案第86号 平成24年度つがる市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求  
めるの件
- ・議案第87号 平成24年度つがる市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求め  
るの件

|       |   |
|-------|---|
| 散会の宣告 | 9 |
|-------|---|

第 2 号 (9月9日)

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 議事日程                        | 1 1 |
| 本日の会議に付した事件                 | 1 1 |
| 出席議員                        | 1 2 |
| 欠席議員                        | 1 2 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 1 3 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名           | 1 4 |
| 開議宣告                        | 1 5 |
| 一般質問                        | 1 5 |
| 12番 成田克子議員                  | 1 5 |
| 4番 長谷川榮子議員                  | 1 7 |
| 5番 成田 博議員                   | 2 4 |
| 21番 伊藤良二議員                  | 2 8 |
| 22番 松橋勝利議員                  | 3 6 |
| 15番 佐々木直光議員                 | 4 1 |
| 10番 野呂 司議員                  | 4 6 |
| 散会の宣告                       | 5 1 |

第 3 号 (9月10日)

|             |     |
|-------------|-----|
| 議事日程        | 5 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 5 4 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 出席議員                        | 5 5 |
| 欠席議員                        | 5 5 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 5 6 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名           | 5 7 |
| 開議宣告                        | 5 8 |
| 一般質問                        | 5 8 |
| 9番 三上 洋議員                   | 5 8 |
| 総括質疑                        | 6 1 |
| 予算・決算特別委員会の設置               | 6 6 |
| 議案等委員会付託                    | 6 7 |
| 散会の宣告                       | 6 7 |

#### 第 4 号 (9月20日)

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 議事日程                             | 6 9 |
| 本日の会議に付した事件                      | 6 9 |
| 出席議員                             | 7 0 |
| 欠席議員                             | 7 0 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名      | 7 1 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名                | 7 2 |
| 開議宣告                             | 7 3 |
| 予算・決算特別委員長審査報告、討論、採決             | 7 3 |
| 総務常任委員長審査報告、討論、採決                | 7 4 |
| 教育民生常任委員長審査報告、討論、採決              | 7 5 |
| 建設常任委員長審査報告、討論、採決                | 7 6 |
| 発議第6号の上程、説明、採決                   | 7 8 |
| ・発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書         |     |
| 発議第7号の上程、説明、採決                   | 7 8 |
| ・発議第7号 市議会の委任による市長の専決処分事項の指定について |     |
| 議員派遣の件                           | 7 9 |
| 日程の追加                            | 7 9 |
| 議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 8 0 |
| ・議案第88号 訴えの提起の件                  |     |
| 議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 8 3 |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| ・議案第89号 訴えの提起の件       |     |
| 議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 8 6 |
| ・議案第90号 訴えの提起の件       |     |
| 閉会の宣告                 | 8 8 |
| 署 名                   | 8 9 |

# 第 1 号

平成25年9月6日（金曜日）

平成25年第3回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年 9月 6日（金曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第16号 平成24年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

報告第17号 平成24年度つがる市継続費精算報告書

議案第67号 つがる市出張所設置条例の一部を改正する条例案

議案第68号 つがる市税条例の一部を改正する条例案

議案第69号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第70号 つがる市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例案

議案第71号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第72号 つがる市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例案

議案第73号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第74号 つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第75号 つがる市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

議案第76号 つがる市新型インフルエンザ等対策本部条例案

議案第77号 平成25年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案

議案第78号 平成25年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第79号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第80号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第81号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第82号 平成24年度つがる市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第83号 平成24年度つがる市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第84号 平成24年度つがる市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第85号 平成24年度つがる市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第86号 平成24年度つがる市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

件

議案第87号 平成24年度つがる市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



出席議員（22名）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司  | 2番  | 佐々木敬藏 | 3番  | 松橋博秋  |
| 4番  | 長谷川榮子 | 5番  | 成田博   | 6番  | 木村良博  |
| 7番  | 佐藤孝志  | 8番  | 長谷川徹  | 9番  | 三上洋   |
| 10番 | 野呂司   | 11番 | 天坂昭市  | 13番 | 小笠原忍  |
| 14番 | 村上秀徳  | 15番 | 佐々木直光 | 16番 | 佐々木慶和 |
| 18番 | 齊藤進   | 19番 | 齊藤幸洋  | 20番 | 山本清秋  |
| 21番 | 伊藤良二  | 22番 | 松橋勝利  | 23番 | 白戸勝茂  |
| 24番 | 高橋作藏  |     |       |     |       |

欠席議員（2名）

|     |      |     |     |
|-----|------|-----|-----|
| 12番 | 成田克子 | 17番 | 平川豊 |
|-----|------|-----|-----|

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 市 長         | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長       | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長       | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長     | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長     | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長     | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長     | 境 宏     |
| 経 済 部 長     | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長     | 相 馬 英 紀 |
| 会 計 管 理 者   | 川 嶋 久 利 |
| 総 務 部 次 長   | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長   | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長   | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長   | 葛 西 彰 憲 |
| 建 設 部 次 長   | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長    | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長  | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長     | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員     | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長     | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長   | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長    | 三 上 修 司 |
| 消 防 長       | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長      | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長      | 工 藤 輝 美 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 眞理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |

---

◎開会、開議宣告

- 議長（山本清秋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回つがる市議会定例会を開会いたします。
- 直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本清秋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により11番、天坂昭市議員、13番、小笠原忍議員を指名します。
- 

◎会期の決定

- 議長（山本清秋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から9月20日までの15日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から9月20日までの15日間とすることに決定いたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（山本清秋君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
- 本定例会の説明員は、市長、副市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員並びにその委任を受けた職員といたします。
- 監査委員から例月出納検査の平成24年度の4月分、5月分、平成25年度の4月分から6月分の報告書が提出されましたので、その写し及び教育委員会から平成24年度分教育委員会事務の点検及び評価報告書が提出されましたので、配付をしております。
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎報告第16号～議案第87号の上程、提案理由の説明

- 議長（山本清秋君） 日程第4、報告第16号から議案第87号までの23件を一括議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。本日ここに、平成25年第3回つがる市議会定例会の開会に当たり、上程されました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、報告2件、条例案10件、予算案5件、決算6件、合わせて23件であります。

まず、報告についてご説明申し上げます。

報告第16号「平成24年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度決算における市の財政状況を判断する指標について、監査委員の審査意見を付してご報告するものであり、いずれの判断比率につきましても、早期健全化基準または経営健全化基準を下回るものとなっております。

報告第17号「平成24年度つがる市継続費精算報告書」は、ひなた児童会館改築事業、市道豊富33号線整備事業、及び向陽小学校改築事業について、継続費に係る継続年度が平成24年度に終了したことに伴い、当該事業費の精算を地方自治法施行令の規定に基づきご報告するものであります。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

条例案については、議案第67号から議案第76号までの10件を提案いたしております。

議案第67号「つがる市出張所設置条例の一部を改正する条例案」は、稲垣出張所を平成26年4月1日より稲垣公民館内に移転させることに伴い、出張所の位置について、所要の改正を行うものであります。

議案第68号「つがる市税条例の一部を改正する条例案」及び議案第69号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度、株式等に係る金融所得課税制度等に係る税制措置について、所要の改正を行うものであります。

議案第70号「つがる市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例案」から議案第75号「つがる市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」は、本年4月1日施行の「つがる市税条例の一部を改正する条例」において、延滞金、還付加算金の割合について見直しが行われたところではありますが、市が保有する税外の債権の徴収手続につきましても、地方税法、民法の規定にのっとり、所要の改正を行うものであります。

議案第76号「つがる市新型インフルエンザ等対策本部条例案」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行されたことに伴い、緊急事態宣言時に設置が義務づけられた対策本部の組織及び会議の運営等について、必要な事項を定めるものであります。

次に、予算案についてご説明申し上げます。

予算案については、議案第77号から議案第81号までの5件を提案いたしております。

その主なるものとして、議案第77号「平成25年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案」についてご説明申し上げます。

本補正予算は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費等について、所要の予算措置を講ずることとしたほか、臨時財政対策債を初め各種事業に係る地方債について補正するものです。

その結果、平成25年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に10億5,957万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を231億2,512万7,000円としたものであります。

以下、歳出における計上の主なるものについて、款を追いご説明申し上げます。

議会費においては、議会の自己改革に資するべく、議会改革検討特別委員会の研修旅費として116万4,000円を計上いたしました。

総務費においては、財政管理費に、平成24年度決算剰余金、及び普通交付税の確定を踏まえ、財政調整基金に5億7,687万8,000円、減債基金に2億2,000万円の積立金をそれぞれ計上いたしました。また、徴税费には、固定資産税の誤賦課に伴う過誤納付還付金として530万6,000円を計上いたしました。

民生費においては、老人福祉施設に係る対策費として、ぎんなん荘のキューピクル改修費として928万9,000円、ゆうあいの里のボイラー改修費として657万3,000円を計上いたしました。

また、児童福祉対策として、子ども・子育て新制度システム構築委託料として644万7,000円、子ども・子育て支援計画ニーズ調査委託料として240万1,000円を、それぞれ計上いたしました。

労働費においては、企業誘致に係る起業支援型地域雇用創造事業の委託料として9,939万9,000円を計上いたしました。

農林水産業費においては、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業を推進するため、環境保全型農業支援対策事業補助金309万9,000円を計上いたしました。

また、農業集落排水処理施設及び設備の改修工事に要する経費について、当該事業特別会計への繰出金1,091万8,000円を計上いたしました。

商工費においては、街の駅「あるびょん」の運営費助成として、つがる市商工会に対する補助金300万円を計上いたしました。

企業誘致対策費には、新たな企業誘致を推し進めるため、旧弘前高等技術専門学校つがる校舎の改修工事費設計費を初めとする企業誘致に係る環境整備等の関連経費628万9,000円を計上いたしました。

また、観光費には、つがる地球村コテージ新設に伴う備品購入費213万6,000円を計上いたしました。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業として、市道森田中学校線の道路改良工事費

1,150万円を計上いたしました。

除雪対策費には、設計労務単価の改定に伴う影響額として、防雪柵設置工事費に1,395万4,000円を追加計上したほか、稲垣地区における融雪用の井戸を改修するため、さく井工事費755万6,000円を計上いたしました。

また、住宅費には、地域住宅支援事業について、設計労務単価の改定に伴う影響額として、建設工事費に2,880万円を追加計上いたしました。

消防費においては、コミュニティ消防センターの建設工事費について、設計労務単価の改定並びに入札に伴う事業費精査により、出崎コミュニティ消防センター建設工事費を617万9,000円追加計上し、沼崎コミュニティ消防センター建設工事費を350万円減額計上いたしました。

教育費においては、義務教育施設及び社会教育施設の維持管理について、所要額を計上したほか、文化管理費では、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡整備事業費に866万3,000円、史跡田小屋野貝塚整備事業費に266万4,000円、それぞれ追加計上いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金、市債について、それぞれ所要額の補正を行うとともに、今般、交付額が確定した普通交付税に7億7,445万7,000円を追加計上したほか、国庫補助金において、市債の財源振替措置としての地域の元気臨時交付金3億2,750万円、平成24年度決算に基づく繰越金3億3,770万5,000円、財政調整基金へ2億4,785万5,000円の繰り戻し措置などにより、全体の補正額の調整を図ったところであります。

このほか、議案第78号から議案第81号までの平成25年度各特別会計補正予算案につきましては、審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

最後に、決算についてのご説明を申し上げます。

決算の認定については、議案第82号から議案第87号までの6件となっております。

平成24年度のつがる市一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見並びに関係書類を付して、認定をお願いするものであり、いずれの会計におきましても、実質収支の黒字を確保したものとなっております。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重にご審議の上、原案どおり議決並びに認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（山本清秋君） 提案理由の説明が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

9日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時20分）



# 第 2 号

平成 2 5 年 9 月 9 日 (月曜日)

平成25年第3回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年 9月 9日（月曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

|     |      |     |       |     |       |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司 | 3番  | 松橋博秋  | 4番  | 長谷川榮子 |
| 5番  | 成田博  | 6番  | 木村良博  | 7番  | 佐藤孝志  |
| 8番  | 長谷川徹 | 9番  | 三上洋   | 10番 | 野呂司   |
| 11番 | 天坂昭市 | 12番 | 成田克子  | 13番 | 小笠原忍  |
| 14番 | 村上秀徳 | 15番 | 佐々木直光 | 16番 | 佐々木慶和 |
| 18番 | 齊藤進  | 19番 | 齊藤幸洋  | 20番 | 山本清秋  |
| 21番 | 伊藤良二 | 22番 | 松橋勝利  | 23番 | 白戸勝茂  |
| 24番 | 高橋作藏 |     |       |     |       |

欠席議員（2名）

|    |       |     |     |
|----|-------|-----|-----|
| 2番 | 佐々木敬藏 | 17番 | 平川豊 |
|----|-------|-----|-----|

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 市 長         | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長       | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長       | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長     | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長     | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長     | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長     | 境 宏     |
| 経 済 部 長     | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長     | 相 馬 英 紀 |
| 会 計 管 理 者   | 川 嶋 久 利 |
| 総 務 部 次 長   | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長   | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長   | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長   | 葛 西 彰 憲 |
| 経 済 部 次 長   | 佐々木 錦 司 |
| 建 設 部 次 長   | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長    | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長  | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長     | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員     | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長     | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長   | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長    | 三 上 修 司 |
| 消 防 長       | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長      | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長      | 工 藤 輝 美 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 眞理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |

---

◎開議宣告

○議長（山本清秋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。質問については、答弁を含めて1時間以内であります。また、会議規則第64条において準用する会議規則第56条の規定により、質問の回数は3回までとします。

---

◇ 成 田 克 子 君

○議長（山本清秋君） 通告順に質問を許します。

第1席、12番、成田克子議員の質問を許します。

成田議員。

〔12番 成田克子君登壇〕

○12番（成田克子君） 皆様、おはようございます。第1席を賜りました芳政会の成田克子でございます。早速質問に入らせていただきます。

今議会では、重度の障害のある人の公職選挙法の規定について、皆さんにも考えていただきたいと思っております。まず初めに、この夏の参議院選挙を目前にしての出来事ですが、ダウン症と知的障害のある女性が成年後見人制度を利用したために選挙権を失ったのは、公職選挙法の規定は選挙権を侵害するものであり憲法違反であるとの訴訟で国側が一審で敗訴したため、後見人をつけていた13万6,400人の方々の選挙権が復活し、初の国選で胸を張って投票いたしますと喜びの声が大きく報道されておりました。知的障害者であるこの女性は、3年間もの間、障害者の選挙権の行使を阻害し、人権侵害であると国を相手に戦っていたのでした。一方、身体障害者の方々に目を転じてみますと、重度の障害者の方々は郵便等による不在者投票制度を利用するため、1票を投じるまでの手続が煩雑過ぎて、障害のある方々の負担がはかり知れないものがあると感じております。そこで、本市の郵便等による不在者投票の該当者は何人おられますか、お伺いいたします。

また、過去の公職選挙の国政、県政、市政において郵便等における不在者投票をした方は何名おりましたでしょうか、お伺いいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

成田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（成田照男君） それでは、今の成田議員の質問に私のできる限りの答弁をしたいと思います。

障害者とかそういう人たちのこの投票に関しては、以前私15年以上民生委員を務めておりまして、かねてからその問題には重々認識しております。不在者投票に関しても1度か2度選挙事務局のほうに出向きまして、したことがあるのですけれども、その事務手続が1回ではだめで、最低でも2回以上は出向いていかなければいけないという、非常に煩雑というか、嫌な思いをしたことがあります。しかしながら、これは全て皆さんもご存じのとおり、選挙管理委員会は公職選挙法によって行われております。これを改正しない限り、なかなか皆さんの思うような機敏的なスピード化されたものにはならないと認識しております。

そのほか、障害者とかそういう者の中での人数的なものは、申しわけないですけれども、委員長になりまして日が浅いもので、当の選管事務局長より詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、そこのところご理解とご了承のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 田村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（田村文英君） お答えします。

郵便等による不在者投票の該当者であります。これは3つに分かれておりまして、身体障害者手帳を持っていて障害1級、2級の方、また戦傷病者手帳を持っていて高度の障害のある方、それから介護保険制度の中で要介護5に認定されている方が該当者となります。選挙管理委員会独自で把握することは、これはちょっと無理であります。福祉部の関係部署にお願いいたしまして、おおよその数については把握しているところであります。まず、身体障害者手帳を持って両下肢、体幹移動機能障害1級、2級の方413人、それから戦傷病者手帳を持って両下肢、体幹障害のある方、これにつきましては1桁台となっておりますので、公表は控えます。

それから、介護保険の要介護状態区分の要介護5の方、これは220人となっております。この介護5の方につきましては、おおよそ施設に入所されたり、また入院されている方がかなりの数に上っておりますので、この方々については郵便投票制度ではなくて病院あるいは施設で実施する不在者投票を利用されているものというふうに認識しているところであります。

それから、過去のそれぞれの選挙の記録であります。郵便等による不在者投票を实际された方の記録についてです。平成19年、市議会議員選挙は43人、同じく平成19年、県議会議員選挙、これは9人となっております。それから、平成23年、県知事選挙、これについては6人、それから平成24年、昨年12月の衆議院議員総選挙については5人、それから先般7月の参議院議員通常選挙、これにおいては4人というふうになっております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田議員。

○12番（成田克子君） ただいまのご答弁で、重度の障害者の方々の選挙行動がいかに閉ざされたものであるか、ご理解いただけたと思います。まず、重度の障害者の方々が1票を投じるまでの流れを追ってみますと次のようになります。1段階として、市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付の申請の手続をしなければなりません。それには選挙人の署名が必要であります。身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳、または介護保険の被保険者証を提示の上、申請しなければなりません。2段階では、選挙管理委員会より郵便等投票証明書が送付されてきます。3段階では、選挙人が署名し、郵便等投票証明書を添えて投票用紙と投票用封筒の請求をいたします。4段階では、市選管委員会より投票用紙と投票用封筒と選管行きの封筒の3点が送付されてきます。5段階では、いよいよもって選挙人は投票用紙に候補者の名前を記入し、投票用封筒に入れた後、その表面に3度目の署名をいたします。選管行きの封筒に入れて、ポストに入れてようやく完了となります。

ここで流れからいいますと、委員長さんの考えを一つ伺うことになっているわけですが、先ほど全て委員長のお気持ちを、考えをいただきましたので、私として最後に行きたいと思います。最後になりますけれども、これが重度障害者に課せられている公職選挙法の規定でございます。これでは投票の意思があっても手続の煩雑さから諦めざるを得ないわけでありまして。一人でも多くの障害者の方々が安心と希望を持って参政権の行使が実現できるようにしなければなりません。制度の簡略化がなされるよう機運の醸成が不可欠と考えております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本清秋君） 成田議員、答弁いいの。

○12番（成田克子君） いいです。

○議長（山本清秋君） 以上で成田克子議員の質問を終わります。

---

◇ 長谷川 榮 子 君

○議長（山本清秋君） 第2席、4番、長谷川榮子議員の質問を許します。

長谷川議員。

〔4番 長谷川榮子君登壇〕

○4番（長谷川榮子君） 改めて、皆様おはようございます。通告の第2席を賜りました長谷川榮子でございます。きのう2020年東京オリンピックの開催決定の明るいニュースが飛び込んできて、スポーツの大好きな私は一日浮き浮きしたような気分で、7年後の東京オリンピックのときは絶対東京に行き、日本選手を会場で応援したいものと願っているところです。できればそのとき何の種目でもいいですから青森の選手が出場すればいいなと思い、今からスポーツに励んでいる若い人たちを応援していこうと思っております。中でもつがる市の子供たちには、ぜひ夢を持って頑張ってもらえればなと願うところです。それでは、通告の順に質問してまいります。



まず、1点目ですが、私たち建設常任委員会は、6月の26日から2泊3日で富山県の南砺市と石川県の小松市を行政視察に行つてまいりました。同じ日本海側ということで共通することが多い北陸路ですが、青森からは交通の便はいまいちで、私は昔仕事で夜行バスで何度か訪ねているところですが、久しぶりに行つた富山は高速道路が完成し、今北陸新幹線の開業に向けて急ピッチで工事が進み、県民の新幹線に寄せる期待というか、熱い思いというものを強く感じました。特に小松市の市営住宅の現地視察のときは、担当課の職員の方と一緒にこの現場を見たら、つがる市の担当課の職員はどんなふうに見て、どんなふうにお考えになるのか、ぜひ担当課の方にはこの現地をお見せしたいなと思ひました。今はネットの時代で何でも情報を得ることができるのですが、しかし現場を見るのが何よりだと私は考えます。住宅の使用料の収納率は、小松市の場合97.3%だそうで、昨年松江市の研修のときも驚きましたが、今回もやっぱり聞いてみて驚くこと、学ぶことが多くありました。議員ばかりではなく理事者も職員も一緒に勉強すべきではないかなと考えます。

そこで、お伺ひいたします。これからの行政視察は、それぞれの担当課も同行し一緒に勉強すべきだと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

2点目は、太陽光発電の普及促進についてお伺ひいたします。本年より住宅用太陽光発電システム設置補助金が当初予算に盛り込まれておりますが、一般市民の申し込みはあったものでしょうか。あったとすれば何件か。また、現状の市の取り組みについてお聞きいたします。

次に、企業誘致についてお伺ひいたします。先般説明がありました企業誘致について、現在の状況を詳細にお聞かせください。

以上で1回目の質問です。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。長谷川議員の質問3点ほどありますけれども、企業誘致について答弁したいと思います。

先日議員の皆様にご説明申し上げましたが、県からの紹介で愛媛県松山市に本店がある株式会社D I Oジャパンを企業誘致する計画であります。この企業は、市内に新会社を設置し、市内を中心とした地域雇用、これを目的に50名の失業者を新規雇用するものであります。初年度は緊急雇用、この事業を活用しながら、つがるコンシェルジュセンター株式会社、これを立ち上げる予定でございます。業務内容といたしましては、旅行、宿泊あるいはレジャー業界などの企業と業務提携を行い、問い合わせのあったお客様への情報提供業務あるいはまた宿泊施設の予約受け付け、入力代行業務などが主なものでございます。また、誘致場所としては木造の旧弘前高等技術専門学校を計画しておりますが、その改修工事が終了するまでの期間は柏公民館において業務を行う予定でございます。

なお、事業の開始は10月1日を見込んでおりますが、従業員の募集方法につきましては9月4日からハローワークで求人を開始しており、今後新聞紙上あるいはまたチラシなどにおいて順次周知したいと考えております。

ほかの質問に関しましては、担当部局より答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、長谷川議員の質問の、議員の行政視察に担当職員が同行できないかというご質問でございますけれども、職員の同行、そしてまた研修ということから、私のほうから答弁をさせていただきます。

地方分権の進展に伴いまして、自己決定と自己責任の原則に基づき、地域の実情に合った地方自治の構築が求められております。また、住民の直接構成による議員で構成される議会においても、地域住民の多様な意思を反映した政策提案と執行機関に対する監視機能の強化が求められております。このような状況にありまして、地域の住民福祉向上に資する政策研究を実務担当者とともに進めていくという提案は大変有意義なものと受けとめております。高度な情報化社会にありまして、より効果的で効率的な先進事例を議会とともに研究するという方策は、ただいま長谷川議員の申し上げましたご提案もありますし、また議員の行政視察を終えられてから担当職員を交えて政策研究などの場を設けるというような方法なども考えられます。こんなことから今後議会と意見交換をしながら、双方の実情にかなうあり方がどのようなものかということについて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の太陽光発電の普及促進についてというようなことで、申し込みの状況とかの質問でございます。つがる市では、環境に優しいまちづくりを推進するため、個人住宅用の太陽光発電システムを導入する方に設置費用の一部を助成する制度であります。8月末までに10件程度の問い合わせがございました。その中で既に申請済みの方が1名です。そして、今後申請を予定されている方がもう1名ございます。

現状当市の取り組みでございますけれども、4月に市の広報のほうに掲載をしております。そして、4月から関係機関、つがる市も含めて関係機関のホームページに制度の概要や申請方法についてご案内をしておりますが、この制度は市以外にも国も一緒に助成するという、ダブルで助成するという内容の助成でございますので、今後利用促進に向けてさらに周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） まず、1点目の職員と一緒に勉強したいという私の願いなのですが、私はたまたま建設常任委員会にいるわけで、今つがる市ではそこに住宅を建てているわけですね。どうしても現地に行くと住宅関係を中心に視察になるわけです。今回小松市では、そんなに雪はな

いのですけれども、北陸はやっぱり雪国で青森と共通している部分がいっぱいあるのです。その建てかえたばかりの住宅を見て、私は素人ですから、バリアフリーになっているからいいとか、駐車場の整備はすごいとか、そういうふうに考えて、もし担当課がこの現場にいたら、今建てかえのところは平屋の長屋になるわけですけれども、高齢者の人が入った場合、雪の除雪の対策とかはどうするのかとか、そういうのを職員の方はこの小松市の住宅を見たらどんなふうに感ずるのだろうか。また、これからも工事が進むわけですけれども、今からでも参考になるものがたくさんあるのではないかなというふうに、そういうふうに感じたので、私のような素人よりも担当課の専門家の方がそういう現場を見るべきではないかなと思って、一緒に勉強できればいいなというふうに思うわけです。

それから、去年から我々は住宅の滞納料、収納率について議場で口が酸っぱくなるほど議論してきましたけれども、去年も回収率に驚き、ことしは小松市は97.3%、すごい回収率です。去年の視察を参考にされて裁判なんかを起こして解決した部分もありますけれども、でも今回向こうのほうに行って職員の方の説明を聞きましたら、裁判まで持っていかなくてもいろいろ方法があるのだそうです。そういうお話を私たちでなくて担当課の方に聞いてほしいなと思って、今回ぜひ担当課の職員の方と勉強を一緒にすべきだと思います。市長、昔からかわいい子には旅をさせろということわざがありますので、いかがでしょうか。今部長がお答えになったのですけれども、予算を組むのは市長だと思いますので、ぜひ旅費の予算組んでもらわなかったら、職員の方やる気がいっぱいあって、ああ、俺も勉強したいなと思ってもやっぱり予算だと思いますので、私は市長にぜひお答えいただきたかったと思っています。

それから、2点目の太陽光発電ですけれども、ことしはやっぱり皆さん異常気象だと思いますよね。南からゲリラ豪雨とか、私たちのほうでは雨が降らなかったなと思ったら、降り出したらやまなくなって災害も出ているはずですよ。私が聞いたところによりますと、減反した田んぼに植えているネギなんかは腐ったりしてこの長雨の被害が出ているというふうに聞いています。そうすれば、青森県はこの間、いいか悪いかの原燃の交付金のあれが出ていましたけれども、つがる市ではわからないということで、私はそれでいいと思うのです。全くこれからの原子力行政というのは、国のほうでもしっかりしておりませんので、先行きがわかりません。だけれども、この原燃関係は好むと好まざるとに限らず必ず議論をする時期が来ると思います。そうなったらやっぱり自然エネルギー、私たちが大きい希望を持った風力発電所はなかなか環境の問題でたった1基より来ません。50基来れば固定資産税が入るから随分助かるなと思って私は風力発電に期待をしたのですけれども、なかなか見通しが立ちません。太陽光と言ったら、私は、前は雪国には向いていない、南の雪の降らない暖かいところのものだと、そういうふうに思っていました。バスなんかで関東のほうに行くと屋根の上にソーラーの設備がいっぱいあるのですけれども、青森県に入ってくるとなかなか一般の屋根にはついていないのが今までの現状でした。だけれども、それが改善されてきているわけです。

よね。隣の鮭ヶ沢は、このソーラー光を誘致しています。それから、せんだって六ヶ所には日本一の太陽光の発電が来るのだそうです。また、一般の方に、たった1件2件だそうですが、徹底されていないと思うのです。古い屋根はなかなか耐震の関係でできないと思うのですけれども、これから新築するようなところはこれをやっぱり考えるときだと思います。私は、願わくば子供たちにもこの自然エネルギーというのを勉強してほしいなと思って、森田中学校のあの道路が急斜面になってなかなか大変だということを視察しまして、ここに太陽光のソーラー発電をあれして融雪溝をつくって、それで今何キロワットを発電しているよとか、そういうパネルをつけたら子供たちの勉強にもなるし、いいなと思ったのですけれども、今回その道路は予算化されて何か融雪溝がつくそうですけれども、できれば災害のときなんか考えたら公民館とか今の診療所の屋根なんか、公共的なものにはつがる市はこういうのをやっていますか。

それと、誘致企業でございますけれども、6月議会に私も、つがる市はアクセス上なかなか誘致企業は無理ではないかなというふうに思ったのですけれども、でも7月に我々に説明がありまして、この誘致企業が来るのだというのを説明受けました。説明を受けましたときには、私はすごくうれしかったです。少子化対策、人口減少対策いっぱいつながるだろうと思って、ああ、いいことだ、いいことだと思ってその場所ではもろ手を挙げて賛成したのですけれども、うちに帰ってじっくりとこれを考えてみました。余りにも早く、6月になかった話が7月になったらばんばん、ばんばんと進んでいった。しかも、その体育館、集会所に使うというのが決まっていたのでしょ。今の建てかえのときに集会所に使うというふうに決まっていて、県のほうから安く払い下げられたというふうに、私はそういうふうにご説明受けたと思っています。それが今度1階は集会所、2階は誘致企業が使うというふうになるのですね。そうすれば、まず雇用の人員が50人ぐらい、駐車場関係、地域住民が使う集会所ですから冠婚葬祭もあるでしょう。そういうときに2階では、コールセンターですから多分電話でのことでしょうけれども、何の問題もないのですか。その場所を見せたらこの企業はここが気に入ったというふうに言われたのだそうですけれども、その建物を使う目的があって県から払い下げしているのに、使う場所、ちゃんと目的があるのを何で見せなければならなかったの。別なところ、例えば森田の役場でもいいし、柴田小学校でも見せれば、そうすればそっちのほうを使ってくれたのではないかな。そうすれば、県にお金返さなくてもいいのではないかな。何かその辺、私びんときません。せつかくの誘致企業ですので、調印式とかこれから本格的に進むと思うのですけれども、何年ぐらいというふうにお考えでしょうか。これに投資する金額は幾らぐらいになっていますか。そこをもう一回お願いします。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 1点目の行政視察の件でございますけれども、さっき部長からも申し上げましたが、やはり議員の見方、あるいはまた職員の見方、これは違う点があると思います。そういうことから、私も議員時代には何回か行政視察行っておりますけれども、それこそいいまちづくりす

るためにはやはりそういうことも必要な場合もあるというふうに考えます。ですから、それはお互いに意見を交換しながらこれから進めていきたいというふうに思います。

それから、3点目の企業誘致でございますけれども、数字的なことや何かもありますので、総務部長のほうから答弁させます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 私からまず、ソーラーの関係で説明をいたします。

私も鯉ヶ沢に設置する場所は旧鳴沢小学校のグラウンドということで大変注目をしております。というのは、この内容は積雪寒冷地域での太陽光発電事業の事業可能性を評価するというような大きな目標を持っておりますので、これがいい結果に出れば私たちのつがる市においても廃校のあるグラウンドとかたくさんありますので、ぜひ普及していただければいいなというふうなことで結果を待っているというふうなことであります。

そして、つがる市における公共的なものに利用しているのかという質問でございますけれども、現在柏物産館のほうに先般新築しまして太陽光発電を導入して、いろいろなパソコン等に活用しているというようなこと等、木造中学校の駐輪場のほうにも取り付けをしております。今後やっぱりクリーンエネルギーということで、少しでも取り入れていければいいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、企業誘致についてお答えいたします。

企業誘致は5月に県のほうから話ありまして、その後市役所として旧つがる市の森田支所、それと今なっています訓練校、そして青森銀行の木造支店と旧つがるの繁田小学校を誘致企業、相手側のほうへ紹介しています。今ご指摘になっております訓練校につきましては、1階については集会所で使うことが決定されてございますけれども、2階についてはその時点で使う用途、利用の仕方が決定されていませんでしたので、私どものほうで一応企業のほうへ案内してございます。その際、この場所がいいということで、雇用今50人ですけれども、将来的に拡充をしたい意向もございまして、市のほうとしてその場所を紹介して今回決定してございます。

また、議員おっしゃるとおり、今回の誘致企業の関係で先般議員説明は行っておりますけれども、住宅の補助事業の関係で返還の金額がございまして。大体今全体で、前にもご紹介しておりますけれども1億6,000万、このうち集会所の改築工事等が5,500万、およそ1億1,000万ほど、2階の誘致企業の部分、部分改修については6,600万ですけれども、それに伴って国への返還660万、県への返還1,300万、それと予定された補助対象事業が該当になりませんので、その金額が2,900万、まあ3,000万でございます。およそ5,000万を返還することになります。議員おっしゃるとおり、非常に金額的には多額になりますけれども、今回誘致できるということで50人の雇用が生まれますので、その点を

重視して今回決定させていただきましたけれども、急いだわけではありませんけれども、向こうの企業の方とこちらの市の意向が一致いたしまして、想定より早く企業のほうが誘致を決定してございます。それで、今回10月1日から事業を開始すると、9月4日からもう求人情報をハローワークのほうへ提示してございます。そのハローワークの提示している内容でございますけれども、労働条件につきましては20日の雇用で月額14万、それと就業時間でございますけれども、これはちょっと変わってまして9時から6時まで、それに伴って休憩時間については市役所と違まして90分を見てございます。これは、コールセンターと言いましても、電話で対応して、前にパソコンがありますので、パソコンに情報を入力するなどで、パソコンの業務は一般の企業で時間に制限がありますので、休憩時間を90分ととっているということです。雇用から1年間につきましては、今回予算も補正で計上してはいますが、緊急雇用制度で今回1年間につきましてはその事業で進みます。それに伴って今回求人に応募された方につきましては、最初からパソコンの使い方、電話の対応の仕方、これについては津軽弁ではちょっと無理ということで、プロの方が来て発音の練習もするということになっていますので、何とかこの事業につきましては議員皆様のご理解、よろしくお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（山本清秋君） 4番、長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） まず、1点目の行政視察ですけれども、これはそれぞれの委員会のあれもあると思うのですけれども、特に今私たち建設常任委員会は大いプロジェクトを控えている関係で関心が非常に高いわけです。それから、収納率のよそのほうが九十何%だのって上げているときに、うちのほうが余りにも低かったところで、それ職員同士の話になれば何かいいことを学んでこれだと思いますので、ぜひ前向きにお願いします。議会のほうがみんなでいいと言ったら、市長、何とか予算つけてください。お願いします。

それから、太陽光でございますけれども、3.11の大災害のときにつがる市でも穂波小学校が避難所になったわけですね。停電があったのですけれども、病院関係の自家発電のほうなんかは万全でしょうか。私は、この診療所なんかには太陽光の発電つけるといいのではないかなって、私のこれは持論です。それから、この太陽光発電は非常に進んでいます。栃木県なんかは県を挙げて、公共的な屋根を業者に貸すのだそうですよ。そうすると、それだけの収入があるわけでしょう。今までは雪国だということちょっと考えられなかったことなのですけれども、非常に全国的に今のこの自然エネルギーに対する関心が高まっております。我がつがる市では、環境保全会というものがあって大変なお金を投資しているわけです。そういう意味から考えても、環境保全は花植えたり砂利敷くだけが保全会ではないと思います。むしろこの太陽光とか自然エネルギー、これからの子供たちの勉強のためにもぜひ積極的に取り入れていただきたいと思います。

それから、企業誘致ですけれども、投資額が幾らだったでしょう。商売がうまくいかなかったって3年か5年で、はい、って帰られるの、私これが一番心配ですけれども、その辺はどうなって

いますか。社長さんは南のほうの四国のほうの人ですよ。私も経験があるのですけれども、この四国のカタログ販売で洋服とったことがあるのです。そうしたら余り気に食わないから返したのです。その住所と同じなもので、そういう商売もしているのだなと思います。つがる市では旅行の代理店とか、宿泊券とか、そういうものを電話であれするのだそうですね、その辺をよほど慎重に、企業誘致はもう大賛成です。50人ってしゃべらないで本当に100人も使ってもらえれば、もう本当に、本当にうれしいのですけれども、ある程度お金をかけて、はい、どうぞこれを使ってください、商売がうまくいかなかったから、済みません、これでおさらばですでは踏んだり蹴ったりだと思いますので、その辺のところもう一度、何年契約で来てもらうのだとかなんとかあると思うのですので、よろしくお願いします。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） クリーンエネルギーとして太陽光発電はもちろんですけれども、風力、その他含めましてこれからつがる市として積極的に取り組んでいくべきかというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、議員おっしゃるとおり市といたしましても今回多額の出費をすることになります。議員の方々からもお聞きしておりますけれども、3年なっていないってしまえば実質丸損になりますので、できるだけ長期的にいていただきたいと思いますが、現在この会社については平成20年からこのコールセンターを各地区に開設してございます。これらにつきましてはまだ継続していますけれども、また閉鎖した場所もございませんし、また今後ネット販売、ネットショップ、楽天等ありますけれども、ネットでの電話の対応、ショッピングもふえると思いますので需要はあると思いますけれども、調印式の際には市長からじかに10年間いていただくようお願いしていただく予定になっていますので、よろしくお願いいたします。

〔「今のところ決まっていないの」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

---

◇ 成 田 博 君

○議長（山本清秋君） 第3席、5番、成田博議員の質問を許します。

成田議員。

〔5番 成田 博君登壇〕

○5番（成田 博君） おはようございます。本日、第3席を賜りました五和会の成田博でございます。通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

姉妹都市交流事業についてでございますけれども、合併後の姉妹都市交流の現在の状況とその成果についてお伺いをいたします。交流につきましては、一般市民の認識等には差がありまして、必

ずしも多くの市民に寄与する有益な状態とは言い切れない状況にありました。それぞれの姉妹都市、締結年と、つがる市との交流事業の状況と成果についてお伺いいたします。

2点目に、小学校の統合問題につきましては、一昨年の6月、車力地区学校統合協議会から新築での早期建設を求める請願がなされ、車力地区の5名の議員が紹介議員となりました。現状は、児童数の減少により複式学級が増加し、十分な教育活動を行っていく上で難しいものがあると思っております。また、施設面においても老朽化した学校で子供たちを学ばせることは、市内の木造地区の学校と比較すると地域間の格差というか、平等に欠けているのではと懸念しています。これらの状況を改善していくことは行政の役割であろうと考えます。昨年教育委員会から学校統合の基本計画案が示され、PTAや地域住民への説明会が何回となく行われました。その結果、課題とされていた学校の建設場所についても、地区全体では7割の理解を得ていると聞いています。あとは、いつやるかです。市長選の公約の関係で、車力地区統合小学校の建設にも取り組むとなっておりますが、いつごろから取り組むのかという質問もありました。これに対し教育長が、統合時期は関係部局と協議を進めながら統合を図るという答弁があったわけですが、平成25年度予算は提案されていませんでした。市長の3期目の政策としてつがる市の重点施策として位置づける必要があると思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。また、その後の協議はどの程度具体的に進んだものか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 成田議員の質問にお答えしたいと思います。

統合の時期ということでございますけれども、車力地区の小学校の統合につきましては、一昨年から教育委員会が主になって地域住民と話し合いを進めてきたところでございます。統合の計画案を示し、保護者や地域住民の意見を聞きながら、計画案に対しおおむね賛同を得られたものというふうに向っております。一部通学路などの要望があるという声を聞いてございますけれども、議員初め地域住民からの早期建設を求める声が非常に大きいことから、市の重点施策として位置づけており、少しでも早く着工するよう関係部局へ指示したところでございます。統合の時期は平成29年4月の開校を目指します。校舎完成後もグラウンド整備など、あるいはまた環境整備工事が必要となりますので、少しでも早く建設に着手したいと考えております。そのため、本年度における建設にかかわる調査に着手してまいりますので、議員の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

2番、3番につきましては教育委員会のほうから答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、成田議員の姉妹都市交流についてというご質問に対してお答



えをいたします。

合併後の交流実績と成果についてということでございます。姉妹都市交流につきましては、つがる市姉妹都市協会が主体となりまして、国内交流では北海道白老町及び千葉県柏市との交流を進めております。それから、国外の交流についてはバス市との交流がございます。

まず初めに、白老町との交流につきまして説明をいたします。白老町とは、平成17年7月31日に姉妹都市提携を締結しておりまして、小学校児童を対象に相互訪問交流を行い、これまで両市町合わせて500名余りの児童が交流に参加し、お互いの歴史や文化を学ぶことで相互理解を深めるとともに、団体行動を通じて人への思いやりの心を育むなど人材の育成を図ってまいりました。加えて、白老町におきましては毎年リンゴを初めとする当市の自慢の特産品などの即売会を実施しておりまして、さらに先般の馬まつりにおきましても白老牛バーガーを販売するなど経済交流を継続的に行っております。

次に、柏市との交流でございますけれども、平成17年7月23日にふるさと交流都市提携を締結しておりまして、相互にマラソン大会の参加を通じて交流を深め、また柏市最大の祭りである柏まつりや道の駅におきまして、当市の特産品販売といった経済的な交流も行っております。さらに、今年度は新たな交流として児童16名が柏市を訪問しまして、Jリーグ柏レイソルの試合を観戦するというようなことを実施しております。子供たちにとっては大きな夢を持っていただき、子供たちの見聞を広めていただき、そういう目的で人材の育成を図っているところでございます。

次に、国外交流につきましては、米国メイン州バス市と平成18年7月6日に姉妹都市宣言書に調印し交流を行っております。これまで両市合わせまして240名が相互に訪問し、ホームステイを通じた交流により友情を深めるとともに、国境及び言葉を越えた国際感覚豊かな人材の育成を図っております。そしてまた、ことしは旧車力村とバス市の姉妹都市提携から20年という節目の年を迎えましたことから、バス市最大の祭りでありますヘリテージ祭りに参加して本市をPRし、交流の強化を図ったところであり、バス市の姉妹都市の関係者の献身的な協力もありまして、大盛況のうちに終えることができました。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） 成田議員の車力地区の小学校の統合に関連して、2点目、それから3点目のご質問にお答えいたします。

まず、3点目の建設計画についてお答えいたします。現時点での建設スケジュール案でございますけれども、地質調査費の補正、こちらを12月の定例会でご承認いただき、年度内で調査を行いたいというふうに考えております。26年度中に施設全体の基本設計、実施設計案をまとめまして、その後確認申請並びに補助申請の手続を進める予定でございます。設計についてはおよそ8カ月、建築確認等の事務手続に3カ月程度を見込んでいます。それから、27年度から本格的に工事に着手し

まして、校舎は27年度、28年度の2カ年の継続事業として、屋内体育館については28年度での完成を目指すこととしております。そして、29年4月に開校し、その後現在の施設の解体、グラウンド整備工事、外構工事等を終了いたしまして、29年度で車力地区の統合事業を完了するという計画内容でございます。参考までに統合に関する学校の設置条例の改正でございますが、来年度9月ごろを想定しているところでございます。

次に、2点目の住民の説明会への関係でございますけれども、今月中に開催する方向で現在日程の調整を進めているところでございます。保護者、地域の住民の皆さんへ今後の見通しを説明しまして協力を得ていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 成田議員。

○5番（成田 博君） 答弁ありがとうございます。姉妹都市につきましては、来年度以降10年、20年の節目の年に市として記念の事業を計画しているのか。特にバス市につきましてはことし20年でありまして、来年はつがる市として10周年ということになるわけですが、産業、文化面の活動をさらに深めるためには、私はさらなるきずなを深める時期ではないかと考えます。市長のお考えをお聞きかせいただきます。

学校につきましては、市長も前向きに検討され具体的に統合するという方向性が示されまして、また教育委員会のほうからも今後の事業計画ということで建設計画に向けての取り組みをお話いただきましたが、さらなる今後の環境整備のインフラなどですとか、そういうのはどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 来年は合併10周年というようなことでさまざまな催しをやりたいと思っておりますけれども、これら全般につきまして今年度中にその骨子をまとめるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本清秋君） 野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） 再質問にお答えいたします。

車力地区の小学校の統合に向けてさらなる施設の整備ということをどう考えているかということでございますけれども、現在統合するに当たって校舎、屋体はもちろんのこと、学校プールの建設についても検討しているところでございます。そのほか関連した外構の工事とかグラウンド整備も当然必要になってくるというふうに理解しております。昨年の説明会の際に、住民の皆さんから環境整備の関係では通学路の拡幅とかそういう点について要望がございました。これにつきましては、教育委員会としましても検討しまして、市長部局、建設部土木課のほうといろいろ連携をいたしまして、どういう方策でその対応をとっていくかということは、現在も、今後もまた継続して詰めていく予定でございます。できる限り地域住民の不安を解消すべく、これからも検討していきたいと

思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本清秋君） 成田議員。

○5番（成田 博君） 3回目の質問でございます。姉妹都市につきましては、これまで培われました親善、親睦、きずなを有効に機能させることで生まれる交流のあり方やそのための仕組み、姉妹都市など交流を切り口とした新たな交流の可能性について検討していく時期ではないかなと思ひます。姉妹都市事業を推進していくことを強く要望いたします。

学校の統合につきましては、環境整備、特に親が安心して子供が安全に通学できるようその道路整備等につきまして、建設部長のほうから答弁をいただきたいと思ひます。

姉妹都市につきましてはよろしいです。よろしくお願ひします。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 学校までのアクセス道路について、住民から要望があるということはお聞きしております。そういうことでスクールバスの運行に支障がないようにということですが、現在小学校へ至る市道があるわけですが、どの路線についても幅員が狭い状況であります。これを全線拡幅するということになれば、家屋あるいは工作物が連檐してありまして、これはかなりの事業費が必要と思われるところであります。そういうことですので、教育委員会ともよく連絡をとりながら、協議しながら進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で成田博議員の質問を終わります。

ここで11時15分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

---

再開 午前11時16分

○議長（山本清秋君） 休憩を取り消し会議を開きます。

---

◇ 伊 藤 良 二 君

○議長（山本清秋君） 第4席、21番、伊藤良二議員の質問を許します。

伊藤議員。

[21番 伊藤良二君登壇]

○21番（伊藤良二君） 通告の4席、伊藤良二でございます。オリンピックも東京に決まり、季節も爽やかな、米は黄金色で、いい季節となりました。それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

市営住宅桜木団地の建てかえについてでございます。工事の進捗状況について伺いたいと思ひます。今現在桜木団地は訓練校の跡地、大変いろんな大きな重機、機械、業者の方が入って作業して

おられるわけでございますけれども、その進捗状況はどうなっているのか。

次に、入居の選考基準は前と同じなのか。若い夫婦、また若い夫婦で子供のある方などは抽選で入る枠などはつくる予定があるのかどうか、まず伺いたいと思います。

次に、コミュニティーセンターについて伺いたします。木造旧町にも建設する計画はないのか。旧町には10町内あるわけでございますけれども、コミュニティーセンターなるものが1つもございません。そのわけを教えてください。現在下木造にある農業改善センターも来年度から使用できるよう工事しているようでございますけれども、これから人口はどんどん少なくなっていくようでございます。地域コミュニティーの活動のために、ある人材で地域活動ができるように小さなものでもいいから集って、コミュニティーを結んでやっていけるようなコンパクトなコミュニティーセンターが旧町にも欲しいと思います。そういう計画がないのか、伺いたしたいと思います。

次に、松の館生涯学習センターの図書コーナーについて伺いたします。少し蔵書の中に足して新聞と雑誌をふやせないか、伺いたしたいと思います。高齢者から自治的なものを見るに図書コーナーに新聞、雑誌類を少し置いてくればというお話をたまに聞きます。他の自治体の図書館に行きますと何紙かの新聞、雑誌などがあり大変重宝されているようでございます。当市でも検討していただけないか、質問したいと思います。

4番目に、つがる市の少子化対策について伺いたしたいと思います。まず、子育て支援のよい方策はないのか。つがる市では大胆にも子供さんの医療費の無料化など突出してやっているほうではございますけれども、なかなか全体として歯どめがかからない。最近思いますに、いつのころから私の町内でも約180世帯、人口で言うと500から550人ぐらいはいるのですけれども、最近赤ちゃんを見るのがなくなったし、泣き声も当然聞くことがなくなりました。聞いてみると、ここの小学校1年生入学者は町内では1人だったそうで、黄色い帽子をかぶって、ランドセルに黄色いカバーをかけてぴかぴかの1年生が1人だったそうで、ただ転校、引っ越ししてきた子供が1人ふえて最後2人になったそうです。なるほど、たしかそういえば10町内ある旧木造で30人しか去年、おとしですか、子供が生まれなかったということですが、これが少子化の流れというものかと驚きました。まず、大変なことはわかりつつ、担当により方策はないのか、また考えていただけないのか、伺いたしたいと思います。

次に、5番目、除雪対策について伺いたします。除雪の準備は万端なのか、つがる市は除雪はよくやっているとは他町村と比べて褒められているようでございますけれども、2年続きの大豪雪で、今年もならなければいいとは思っていますけれども、なってみなければわからないわけです。除雪の機械、そして操作するオペレーターなど除雪のための体制は整っているのかどうか、まず1点伺いたしたいと思います。

次に、高齢化社会となってしまったつがる市でございますけれども、高齢者が3割のウエートになったみたいでございまして、融雪溝は市で今後少しずつでもふやしていく計画がないのか

どうか、お伺いいたします。

最後に、毎日マスコミで騒いでいる、入ってくるTPP（環太平洋連携協定）についてでございます。つがる市は農業が基本の市でございます。つがる市に与える影響はどのようなものか。年内妥結を目指して交渉しているようでございますけれども、よく言う米、麦、牛、豚、乳製品など農産品の重要5品目、関税撤廃の例外としたい日本であります。どうなるのかよくわからない状況でございます。つがる市の経済に与える影響を当局としてはどう考えているのか、まず伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 伊藤議員の質問についてお答えしたいと思います。

一番最後のTPPにつきまして、つがる市に与える影響はどのようなものがあるかという質問でございますけれども、TPP、これにつきましては日本が7月の23日から正式に交渉に参加したところでございます。当市に与える影響につきましては、今後の交渉結果により左右されることが大きいと思っておりますけれども、多岐にわたる分野の中でTPPにより一番影響を受けるのがつがる市の基幹産業である農業、特に米農家に影響を与えるものというふうに考えております。当市といたしましては、関係団体と協力をしながら農産物の重要品目除外など国に働きかけるとともに、戸別所得補償制度などの制度の充実あるいはまた拡大を国に要望してまいりたいというふうに考えております。

あと、ほかの質問につきましては担当部局あるいはまた補足説明したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 伊藤議員のまず1番目の市営住宅の建てかえについてお答えいたします。

工事の進捗状況であります。本年度の桜木団地建てかえ事業の進捗状況は、今年度から工事に着工すべく進んでおります。昨年度からの繰り越し予算で今は敷地造成工事を3工区に分けて発注してございまして、完成は10月31日となっております。また、建物の実設計も行っており、建築確認の承認後、12月半ばになると思っております。住宅建設工事8棟33戸を発注する予定でございます。完成時期については、冬期間の工事でもあり日数的に厳しいところがありまして、年度内完成は難しいと思われまますが、来年5月ごろをめどに完成させる予定であります。その後の入居については、移転入居者23戸、それから新規入居者10戸を考えており、6月末をめどに進めたいと考えております。

次に、②番目の入居の選考基準であります。市営住宅の入居者の選考については、市営住宅条

例にも規定されておりますが、公募の上、住宅困窮の度合いの高い順位の方を決定するという困窮度評定方式を採用しております。これは、申込者の住宅が持ち家か借家か、あるいは世帯構成や人数、親族と同居しているとか、居住面積の状況、立ち退きを要求されている方とか、また遠距離通勤、これらの状況11項目について評定し、住宅入居者選定委員会に諮って困窮度の高い方から選考しております。議員も言われますように、人口減に歯どめをかけるために若い夫婦の枠があるかということでございますが、以上のことによりこういう枠は特別設けておりませんが、子育て世帯という評価もありますので、これらも加算しながら選考しておるところでございます。

次に、除雪についてであります。準備体制は万全かということではありますが、一昨年、昨年と豪雪が続いて市民の皆様には大変なご苦勞をされたことと思います。体制については、毎年のことになるわけではありますが、除雪が始まる前の準備として直営の臨時除雪運転手の確保、それから除雪機械の車検、整備、防雪柵の設置、排雪場の確保、そして除雪委託業者の決定、これらを行いまして、冬期間の除排雪作業に支障がないように万全を期していきたいと考えております。

次に、融雪溝の新規の建設計画はないのかということではありますが、融雪溝の設置の要望については、近年の豪雪によりましてますます多くなるものと思われまます。これまでも各地区から整備の要望が出されております。また、本年3月の定例議会にも融雪溝整備の請願が出されました。そこで採択されたところでもあります。その際、整備を進めていくための年次計画を策定して事業実施するよう意見が出されたところでもあります。現在担当課としましては、道路側溝の整備は道路改良、舗装補修について国の補助を受けて実施しておりますが、融雪溝についても国の補助事業で整備できるように年次計画を作成し、冬期間の暮らしの安全、安心を図るよう努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 議員の2つ目の質問でありますコミュニティーセンターについて、木造旧町にも建設する計画はないかというご質問でございます。木造旧町地区のコミュニティーセンター建設計画については、議員がこれまで何度かご指摘、ご要望をいただいているところでございます。当地区には木造中央公民館や生涯学習交流センター松の館の大型の公共施設があることに加え、これまで地域住民の皆様が利用できなかった農村環境改善センターにつきましても、今年度中に改修工事を終えまして市民の皆さんに利用していただく予定となっておりますので、今まで以上に利便性の向上が図られるものというふうに考えております。このために多機能な設備を備えた、そして多目的に利用できる既存の公共施設を有効利用していただくことにより、地域コミュニティーの充実が図られるものと思われまますので、現時点におきましては新たなコミュニティーセンターを建設する計画はございませんので、ご理解を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本清秋君） 野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） 松の館の図書コーナーについてのご質問にお答えいたします。

図書コーナーに新聞、雑誌をふやせないかというご質問でございます。現状は、地方紙であります2紙をギャラリーへ備えつけまして市民が閲覧できるようにしてございます。ご要望のように中央紙と言われます3紙あるいは4紙全ては無理としても、1紙程度はふやして市民の利用に供することも必要かと考えているところでございます。1紙程度であれば既決予算の範囲内で対応可能と考えられますので、ここは前向きに検討させていただきます。

一方、雑誌等の配置については、雑誌については分野が非常に広がっております。文芸、経済、スポーツ、その他旅行雑誌等いろいろ多岐にわたるわけでありまして。その中から一部を置くということについては、その選択についても慎重さも必要かというふうに考えているところでございます。ただ、一つの案でございますけれども、雑誌のスポンサー制度というのも考えられます。これはスポンサーに雑誌の購入代金を負担していただきまして、提供いただいた雑誌のカバーにスポンサー名、広告名を表示するというものでございます。県内におきましては八戸市の図書館で実施しているというふうに聞いておりまして、そのような実施例も参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 伊藤議員のつがる市の少子化対策について、子育て支援のよい方策はないかというご質問に福祉部としてお答えいたします。

議員おっしゃいますように、つがる市においても子供の数大変少なくなっております。平成17年でも300人ほどおったのですが、去年は200人という赤ちゃんの数でございます。こういったこともございまして、子供や子育てをめぐる状況は核家族や地域のつながりの希薄化、これらによって不安や孤立感を覚える家庭も少なくないと考えております。幼児教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて総合的に提供することが重要だと考えております。こうしたことから、昨年8月に子ども・子育て関連三法が成立いたしました。そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定となっております。これに伴いまして、つがる市においても子ども・子育て支援事業計画を平成26年度中に策定することとなっております。この策定に向けまして、本年度は保育所などに入所している保護者や、今後入所を予定している保護者あるいは就学児童の保護者を対象としながら生活実態、子育てや教育に関する意見、要望などニーズ調査を実施する予定となっております。この調査結果をもとにしなが、つがる市としましてもよりよい子育て支援策を打ち出し、先ほど申しあげました子ども・子育て支援事業計画に反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山本清秋君） 伊藤議員。

○21番（伊藤良二君） 市営住宅の建設でございますけれども、単価、賃金など最近地震の影響、福島の放射線除去の影響で相当資材なり賃金なりが上がっているようでございますけれども、そういうのは影響していないのか。また、D I O コールセンターとかという誘致企業入るわけでございますけれども、駐車場なり全体の計画の中で、そういうことにより影響はないのか確認したいと思います。

2番目の入居の選考基準でございますけれども、従来どおりということですが、私は何でか全ての枠でなくても、見えるところで抽選して玉がぼんと落ちるような、そういう枠もあればいいのではないかなというふうに思って聞いているわけですが、そういうことを検討する気はないのか、もう一度担当部長に伺いたいと思います。

次に、コミュニティーセンターでございますけれども、旧町にという、これを総務部長の答弁は、たしか私こういう答弁は代々の総務部長から受けてきております。大きな建物があるからいいのではないかという、そういう基本姿勢でございますけれども、それはそれでまた一つの理由にはなると思いますけれども、私はほかと比べて、だからこうしろとかという議論の立て方は嫌いなので、ほかへ行くと、大きな例えば改善センターなり中央公民館なりあるそばに、その集落なり町内のコミュニティーセンターがちゃんとずっと建ってあるのですよね。多分こういうやり方をやっているのは多くの市町村の中で私見ている範囲では従来の木造町、つがる市がそういう姿勢が私変わってないのではないかなと思っています。その点に関して少しこれから検討してみる考えはないのか、再度お伺いしたいと思います。

松の館の生涯学習センターの図書コーナーについて、少し中央紙も置くということの答弁でございますので、ありがとうございます。私は、この図書館については青森県内というよりも、全国13市の中で図書館というものが無いのがつがる市と県内では黒石だけだそうで、それぞれ事情があってもいいわけですが、早くできればいいなとは思っています。財政事情もありますので無理なことは言いませんけれども、ただ使用の仕方について、図書館でなくても図書コーナーという名前であってでも図書館以上に十分に使いやすい、分類がしっかりしている、閲覧場所が充実している、子供コーナーとの仕分けがしっかりしていると、そういう使いやすさは追求する、できるし、しなければいけないと思っていますけれども、また人材についてもつがる市はかつて学芸員がなくて困った時期ありましたけれども、図書に関しても司書を少し育てなければいけないのではないかなと思います。これは最初の通告の質問とちょっと外れていますので、答弁していただくにこしたことはないのですが、しなければしないで構いません。

次に、つがる市の少子化対策について担当課からご答弁いただきましたけれども、現状は大変、全部で子供たちは1年に200人しかつがる市で生まれていないとかというお話、認識はしておられるようで、別に日本は一人っ子政策しているわけではないのですけれども、1.2とか1.3とか、東京は1とか、完全に言葉がよくわからないのですけれども、よく言う、だんだん細っていく状況です。



1学年1学級30人しか生まれていない。どんな大きな学校でもまず200人いないという時期がこのままだと来るのかなというふうに思っています。こういう対策を打つとき部長にこれからお願いしたいのは、私の勘ですけれども、十分に女性の方を委員に入れた、できれば半分以上女性の方を入れた会議で対策を細かに小さく打っていくようであれば、この少子化対策というのはなかなか難しいと思います。特に、幾らすぐれた男性の方が勉強して対策を練ってでも、やはり産むのは女性です。その辺そういう会議の持ち方をもって、国の対策に対してプラス市独自の対策を考えていただければと思います。その辺答弁いただければと思います。

除雪対策についてでございますけれども、2年続きの豪雪対策本部、本当に私どもから見れば毎年2年続きの災害を受けたような感じで、毎日毎日雪を朝晩排雪、投げているわけですけれども、うちに帰れば、投げないと家内が機嫌が悪くなるのでうちに入る前に雪を片づけると、大きい顔をしてやっとうちに入るというような状態でございます。腰が痛くて大変なわけです。ことしもどうなるかわからないです。多分豪雪になると思ってやっついて、豪雪でなければよかったなということになればいいと思うのですけれども、私1点、いつも苦になるのは子供たちの通学路、冬休み明けの通学路のことでございます。この通学路の確保はまず教育委員会のほうも強く要望しているみたいですが、まず万全を期していただきたい。通学路がもうとまってしまっていて当たり前のような状態がありましたけれども、それなりの機械、人材、人、オペレーターを配置してその辺も徹底していただきたいと思います。道路をつくる時、私はやっぱり雪国は冬を旨としてつくっていただければと思います。立派な街路樹とか歩道と道路との枠のあれもいいのですが、余り段ついたり、極端に街路樹が植えていると大きな除雪の機械ではどっと片づけることができなくて、どうしても歩道のほうが残ってしまうと。近年危ないところは融雪溝が入って、昔は横町とかで子供が滑って車のほうに落ちていってけがしたりしたときとか、そういう事故もありましたけれども、最近は融雪溝が入ってそういう通学路は結構安全になったみたいですが、学校の近くになってから肝心かなめの学校の周辺の通学路がとまっているということにならないように、何ぼ豪雪のときであってもその辺重点的にやっただいただければと思います。その心構えというか、ご覚悟をもう一度お伺いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） お答えします。

まず、桜木団地の建てかえに関する2回目のご質問です。単価、賃金が上がっているが影響しないのかということですが、議員が言われるように労務費の単価が上がりました。今回の補正で増額の要求を出しております。労務費の単価については約2割ほど上がっております。そういうことで桜木団地の建設費の補正予算、約2,000万ぐらい追加してもらっております。

それから、入居の選考について抽選の枠はないのかということですが、抽選のこの考え方

については、大都市のように申込者が多くて競争率が何十倍、何百倍、そういう状況であればこれは事務量が多いということで抽選も考えられます。しかしまた、議員が言われるように抽選にすれば誰も文句がなくて公平に入居者が決まるという、そういうことを思われるかもしれません。しかし、先ほど申しましたように住宅に困窮する実情を調査して、住宅困窮度の割合の高い順に入居を決定しなさいと、こういうふうなことが国の公営住宅法や、そういうことで市の条例でも規定されておるところでございます。そういうことで抽選は考えていないということでもあります。

それから、除雪の体制ですが、議員が言われますように通学路のこの除雪、これは事故防止の観点からも大変重要なところであります。今年度からは財政当局にお願いしまして、各柏、稲垣、車力、1人ずつ増員してもらいました。去年は木造地区については1名増員してもらってございまして、この通学路の除雪については人員を割り振りして、通学に支障がないよう万全を期したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） コミュニティーセンターの建設ということでお答えをいたします。

代々同じような答弁であるということで、新たに検討してみてもどうかというご意見でございます。市内に大型の公共施設があると先ほど申し上げました。各自治会には施設がないのかということでございますけれども、決して立派なものではないのですけれども、例えば松原であれば松原公園のほうに集会所がある。上町地区であれば駅の2階を集会所として使ってくださいと。そして、下木造であれば改善センターの向かいのあったところにしっかりとした地元の集会所があります。そういうようなことで立派なものではないですけれども、役員会程度、そしてまた自治会で使うちょっとした備品等を確保できるスペースは用意しているなどは、私自身そう思っております。そして、各自治会から要望あれば対応しているわけでございますけれども、去年は浮巢町内会の自治会のほうから要望がありまして新たに整備をしたというようなことで、大きな出来事があったときにはぜひ大型の公共施設を使って、ちょっとした役員会等であればそちらを使っていただきたというふうな考えでありますので、もし自治会でお困りのようなことがありましたら私どものほうに声を届けていただいて、その対策を練ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（山本清秋君） 野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

図書コーナーの使いやすさを追求することは必要であると、まさにそのとおりであります。現在教育委員会では公民館、それから図書館の建設構想を今年度計画しているところでございます。それが建設へ向けて動き出すとなると、それに合わせては当然図書館業務に携わる司書の育成等については必要かなというふうには考えております。現状の松の館の図書コーナーに関しましては、現

在経験豊かな非常勤職員が専門的に図書業務に携わっておりまして、県からの書籍の借り入れでございますとか、その辺の図書管理を行っている状況で、現在は十分足りているのかなというふうには理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 伊藤議員の少子化対策の議論の中に女性の意見を取り入れるべきというご提言でございますけれども、先ほどの答弁にもありましたが、来年度子ども・子育て支援事業計画、これをつがる市として策定するわけでございますけれども、その策定に際しまして当然策定委員会というものを設置することになろうかと思えます。そういった委員会の中に議員おっしゃいますように、私も子供の産み育てるのは女性という認識でございますので、委員の中に女性の方を多く登用して議論して、よい計画をつくりたいと思えます。

以上でございます。

○21番（伊藤良二君） 終わります。

○議長（山本清秋君） 3回目、終わる。

以上で伊藤良二議員の質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午後 零時01分

---

再開 午後 1時00分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 松 橋 勝 利 君

○議長（山本清秋君） 第5席、22番、松橋勝利議員の質問を許します。

松橋議員。

〔22番 松橋勝利君登壇〕

○22番（松橋勝利君） それでは、第5席を賜りました松橋勝利でございます。

早速質問に入ります。まず、今、最中新築されておりますつがる市の診療所の運営について。こういう題になっておるわけでありまして、ここに書いておるように、今の成人病センターが閉鎖になると、こういうことで、これは26年度の3月が一応診療所の開院というか、始まる、こういう予定のようであります。そして、この五所川原のほうの総合病院は26年の4月予定と、こういうように伺っているわけでありまして。ところで、この成人病センターも非常に患者が多い。私も2カ月に1回は薬をもらいに行っている者でございます。本当に大変な混雑である。それがなくなる。こういうことで今回この質問になったわけでありまして、まずここに書いてあるように昨年度の成人

病センターを利用した患者の数、そして1日当たりの患者の数、それから救急車の搬入を受けるのかどうか。これは診療所だから受けないとは思っただけけれども、その辺もひっくるめてお願いしたいと、こう思っております。

それから、2番目として現在の成人病センター並みの患者が診療所に訪れた際、診察あるいは治療、対応できるのか。これは一般住民が非常に心配している問題なの。そういうことでこの際詳しくお聞きしておきたい。こう思っておるわけでありませう。

それから、診療所付近に調剤の薬局ができるのか、それから診療所に常勤として勤務する看護師あるいは検査技師、薬剤師、事務職員の数はどのようになっているのか。こういうことをひっくるめてただしていききたい。こう思っております。まず、一番最初に言っておるこの患者というのは、一旦今までそこの病院へ行っていると、なかなかよそへは行く気になれない。私初め、そうなの。そういう点でこの診療所の対応というのは非常に重要になる。こう思っておるわけでありませう。この点については一応私も総務課のほうにもいろいろ詳しく説明をいたしておりますので、その辺をひっくるめた答弁を聞きたいと、こういうわけでありませう。現在のこの成人病センター並みの患者が訪れる、こういうことになれば、どうもうわさになっている医師が1人か2人では到底対応できないではないか。これが私どもの考えであります。そういう場合において、新たな対応を組むことができるのか。今は連合のほうへ行ってしまうから、なかなかこういう点はここでは答弁も難しいと思う。難しいと思うけれども、この議会という場で住民の声を代弁している我々が要望しているものは、やっぱり連合のほうへも十分声を届けて対応してもらいたい。こうなるわけでありませう。

それと、ここに書いてあるほかに、書いてはなかったのだけれども、あそこの場所というのは交差点のすぐ真向かいというか、そういうところで一般の住民の方も入り口がどうなるのかと、こういうこともかなり心配されている。その辺は、これは連合のほうでも、あるいは市のほうでもそういうあれにならないように対応はすると思っておりますけれども、今回のこのついでにそういうところもお答えできればお答えをいただきたいなど、こう思っておるところでありませう。何せやっぱり今までどおりにはいかないとは思っておりますけれども、その辺をひっくるめて答弁をまず聞いてから2回、3回と議論をしていきたい。

こう思っておりますので、これで第1回目終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 松橋議員の質問にお答えしたいと思います。

つがる市民病院市民診療所は、来年の3月に開院を目指して現在建設中でございます。つがる西北五広域連合の説明では、8月末の工事進捗率はおよそ57%で、工事は順調に進んでいるとのこと

でした。議員ご質問にございました患者への十分な対応と体制につきましては、現在広域連合におきまして、市民が安心して治療を受けられるよう医師の派遣について弘前大学大学院医学研究科との調整を進めているとのことでした。また、市といたしましても広域連合と今後とも連携して、市民が安心して利用できる診療所となるよう、引き続き働きかけていきたいと思っております。

なお、患者などその他の質問につきましては、担当部より説明をさせます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、松橋議員の質問にお答えいたします。

まず、冒頭でありますけれども、診療所の開業日についてでございます。平成26年3月1日から開業となります。ただし、一般の診療は、1日が土曜日であります。土日挟みますことから3月3日から始まるということで聞いております。

それでは、昨年成人病センターを利用した患者及び1日当たりの患者数、また救急車で搬送された患者の受け入れはどうかというご質問でございます。平成24年度の成人病センターの利用者につきましては、外来患者数が年間で5万5,591人で、1日平均に換算しますと約227人でございます。入院患者数は年間1万4,691人で、1日平均に換算しますと約40人でございます。それから、救急搬入の件数でございますけれども、年間でおおよそ700件でございます。1日平均では約1.9件というようなこととなります。また、広域連合が新たに設置するつがる市民診療所は入院病棟がないことから、重症患者等の救急搬入は受け入れることができなくなります。そのために、つがる総合病院、鯉ヶ沢病院、金木病院へ搬送されることになるというふう聞いております。

次に、現在の成人病センター並みの患者数が訪れたとき診察、治療に対応できるのかというご質問でございます。つがる西北五広域連合によりますと、成人病センターへの外来患者数は、今申し上げたとおり1日平均で227名というデータが出ております。つがる市民診療所の開院後は、患者さんの状況によっては、例えば中核病院への紹介が行われることなどにより、診療所の患者数については若干の減少は予想されるのではないかというふうなお話でございました。

医者に関係することでございますけれども、以前伊藤良二議員の市民診療所についてということで、診療所の計画では常勤医1名、非常勤医師、換算をして1.9名というようなことで皆様のほうに報告をしてきたところでございますけれども、弘前大学のご協力などがありまして、これまでいろいろ複数の常勤医師、非常勤医師体制で医者を少しでも多くして日々の診療に当たりたいという要望を再三してきました。その結果、常勤医師のほかに週2回から3回程度の非常勤医師を見込むことから、常勤換算では3名体制ぐらいまで持っていきたいと。まだ確定ではございませんけれども、そのような検討をされているというようなことでございます。それから、患者に対応できるのかということで、たくさんの患者がいるわけでございますけれども、これまでの午前の診療に加えまして、午後も診療を行うということになりますので、利用者の利便性も向上するものではないかというふう考えております。ちなみに、診療時間は午前8時30分から午後5時まで。受け付け時間は

午前8時15分から午後4時までというふうになります。再来患者の受け付けは午前7時から行うというような予定だそうです。

次に、診療所付近に調剤薬局はできるのかという質問でございます。広域連合から得ている情報では、診療所の付近に2つの調剤薬局が開業する動きがあるというふうに伺っております。

それから、看護師や検査技師の体制はどうかというご質問でございます。広域連合では、外来患者数の見込みに基づきまして、看護師は常勤4名、それに非常勤6名を加えまして看護師は10名体制、そして検査技師は2名、放射線技師は2名、事務員は5名の配置を考えているというようなことでございます。薬剤師につきましては、全てが院外の処方ということになるものの、医師が常勤換算で3名いる場合は薬剤師の配置が必要になるということから、1名の配置を法令遵守ということを考えているというようなことでございます。若干医師の配置や患者の動向によっては増減等があるかもしれませんが、現在の広域連合の見解でございます。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） 今までの成人病センターの人数聞いたのだけれども、やはり24年度は5万5,000人以上と、大した数。これはさておいて、これからの診療所では、今総務部長が申し上げたようにこれは私も患者数は減る、これは間違いはないところだろうとは思っております。ただ、一番心配しているのが、1日227名か、まあ200人でもいいのだけれども、このぐらいの人が押し寄せた場合かなり混雑するのではないかな。そこで、申し上げたいのが、できるだけこの医師の数をふやすように、これはこれから連合とも折衝しながら、大学病院のほうにもやっぱりその要望というのは強く出さなければ、何でもこれはなかなか実現しない。1回言ったからオーケーではだめだ。再三やっぱり強く要望を出していかなければ、向こうもどうしても身が入らない。そういう点で、何だかんだ言っただけで地域の住民を守る、これが行政の仕事なのだから、そういうところをあなた方も心に強く決めてやっぱり取りかかっているべきだ。当然我々もその任を負っているわけですから、せつかくこの診療に来た患者、これはきょうはだめだとか、もう時間ないとか、こういうものは絶対あってはならない。そういうことで、私も地域の住民から強くこのことも言われておるのです。その人たちには全く私も同感です。そういうことで、今回この診療所をもう一本に絞って質問で議論したい。こういうことで一本に絞っているのだ。ただ、今までのあれでは1.9人の医師ということでありましたけれども、これから折衝して、できれば3名の体制でいきたい。これは何としてもそういう方向で頑張ってもらいたい。

それから、ちょっと答弁では触れなかったけれども、私は交差点の、ここには書いていないのでそれはあれだけれども、それも心配している、一般の住民が。今の総務部長の話は午後もやるということですので、これはやっぱり地域の住民にはこういうようにきちっと決まった、開院するという運びになった時点ではいろんな方法、それは広報とかもありますけれども、できるだけ詳

しく徹底、お知らせをしなければいけない。私はこう思っております。

それと、今答弁の中で、これは連合のほうでももちろん考えることは考えてのことだけれども、事務員とか、薬剤師とか、こういう人数の体制で果たしていいのかなど。これは私、例えば富蒔の診療所あたりも結構事務職員というか、そういう人数が結構いる。そこで、これだけのあれで、なぜこういうことを聞くかといえば、あの成人病センターでも、診察は終わったけれども会計が長くて、1時間半も会計かかっているのです。あれを何とかできないか。前にも私申し上げて調査された経緯はあったのだけれども、その調査では30分ぐらいだとかという、全く理に合わない解答した経緯がある。それなら誰も文句言わない。まず、そういうところも、今までの診療所の例を見ながら、できるだけ患者にそういう待ち時間を与えない、こういう体制を何としてもとっていただきたい、こういうことなのです。今あなた方の答えではなかなか一本には来ないかもわからぬけれども、そういうことを連合のほうにも強く申し入れてもらいたい。そういうことでもう一回。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 議員おっしゃるとおりでございます、やはり市長も答弁しましたように広域連合と連携を密にしまして、市民が安心して利用できる診療所であるというふうな形に持っていきたいと思っております。そしてまた、患者さんから待ち時間を短くて済むような体制のお話があるということもまた伝えながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど答弁漏れといいますか、入り口が非常に心配であるというようなお話もございました。今現在の状況では、正面が信号あるというような状況でございますので、後ろのほうに出る道路、今農業水利事業所の左岸の事務所のあるほうに、極端に言えば市役所のほうに入ってこれるような道路を拡幅する計画を進めております。土地買収のほうもある程度大事なところは幾らかめどがついてきたかなというところで、患者さんは車で来た方には、できるだけその信号のほうに入るのではなくてそちらのほうに出てもらって、車の流れをスムーズにしたいというふうに考えていますので、この事業もまた進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） まあまあ非常にわかりやすい答弁で、これは納得するのだけれども、そこで最後の入り口の件だけれども、せっかく病院に来てあそこで事故でも起こしたらこれはもう取り返しつかない。今は何かそっちのほうへ出ると、こういう話でありましたので、そういうところをこれは十分、もう交差点のところというのは本当に危険だとは思っていたので、そういうところを十分に連合とも話ししながら、この診療所の開院をスムーズにやってもらいたい。こういうことで、答弁は要りません。

○議長（山本清秋君） 以上で松橋勝利議員の質問を終わります。

◇ 佐々木 直 光 君

○議長（山本清秋君） 第6席、15番、佐々木直光議員の質問を許します。

佐々木議員。

〔15番 佐々木直光君登壇〕

○15番（佐々木直光君） 第6席、五和会の佐々木直光でございます。それでは、質問をさせていただきます。

1番目として、つがる警察署の新築について伺いたいと思います。現在の警察署は古く、駐車場も皆さんご存じのように狭くて、利用者にとっても非常に不便な状況であります。その中で新築の計画があると聞いておりますが、どのようになっていますか。また、計画があるとすればどの程度まで進んでいるのか、お尋ねいたしたいと思います。

2番目として、イオンモール前市道の花の植栽について。国道101号線から県道154号線に抜けるイオンモール東側の市道の歩道脇にことし花が植えられなかったのですが、どうしてか、その理由をお尋ねいたします。

3番目といたしまして、新規就農者対策について伺います。高齢化や就農者不足など農業に対する危機感が叫ばれていますが、つがる市内での新規就農者数あるいは新規就農後の離農者数を捉えているのか、お聞きしたいと思います。

また、新規就農者への市独自の支援とともに、農業関係の事業あるいはブランド事業、イベント事業などへの参加を積極的に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

4番目として、介護制度の見直しについて伺います。介護制度の要支援の部分について、介護保険から切り離し市町村事業に移行する案が示されました。この見直しについて、それぞれの立場からいろいろな意見が出ていますが、利用者にとってサービスの低下あるいは利用料金の増加、市としての財政への影響など今後注目すべき問題ではないかと思われるわけですが、市としてどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

木造警察署の新築についてでございますけれども、この警察施設の整備方針につきましては、本年7月の県議会文教公安委員会において取り上げられたところでございます。この中で警察署の整備に当たりましては、施設の老朽化、狭隘度、管内の治安情勢、地域の意見、要望などを総合的に勘案して計画的に進めているという基本的な示し方をした上で、つがる警察署に関しては施設の老朽化、狭隘度が著しいと認められることから、今後整備計画を検討していくとの方向性が示されたところでございます。警察署は治安の基盤をなす活動拠点でありまして、地域住民の安全の確保に



大きく影響を及ぼすものと、市としてもつがる警察署と連携を図りながら、適宜その動向について情報を提供していくことといたします。

ほかは担当部局より答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 2番目のイオンモール前市道の花の植栽について、ことし花が植栽されなかったのはどうしてかということについてお答えいたします。

ご指摘のイオンモール東側市道、これは幾世1号線と言いまして、延長523メートルで歩道部に帯状の花壇が設置されております。花の植栽は、平成22年度までイオン主催の花いっぱい運動として行っており、地元町内会、児童生徒も多数参加しておりました。その後、一昨年、23年度からはイオン単独で環境整備の一環として植栽していたものと思われまます。昨年春先にイオンさんから土木課のほうに、ことしは花を植えないので市のほうで管理してほしいと、そういうことの申し出がありまして、昨年5月から雑草の草刈りを行っておりました。ただし、去年は7月中旬にイオンさんのほうで花を植えたということでございます。今年度からはイオンさんで諸事情によりまして植栽をやめたと伺っております。土木課としては、環境保全のためにも草刈りをして道路管理に努めておりますが、せっかくなつくた花壇でございまして、有効な活用をしてくれる団体あるいは個人でもあれば幸いだと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、新規就農対策についてお答えいたします。

青年の給付事業及び県の構造政策課などで取りまとめている内容でございますと、新規就農者数は平成23年度5名、平成24年度10名、平成25年度現在12名となっております。この中での離農者数はございません。それと市独自の支援や農業関係の事業でございますけれども、今市の支援としては個人の支援の補助事業等はございませんが、各団体、営農組合に対する補助事業はございます。また、ブランド事業、イベント事業への参加を積極的に進めるべきということでございますので、今後は農林水産課のほうから情報を提供して、青年、若者のイベント参加を積極的に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 私のほうから4点目、介護制度の見直しについて答弁させていただきます。

厚生労働省によりまますと、要支援1、2の高齢者向けサービスを平成29年度末に介護保険の予防給付を終了して市町村事業へ完全移行させるという方針を固めたようでございます。つがる市におきまして要支援認定者数は、平成22年度457名、23年度502名、24年度534名と年々増加してございます。本年度は7月現在で531名となっております。要支援認定者の8割がサービスを利用しております。そのほとんどが通所介護、俗に言うデイサービスですね。これを利用してございます。その

ほか少数ではありますが訪問介護、ヘルプサービスなどを利用しております。

財政への影響ということでございますが、市町村に事業が移管されましても国、県の負担割合に変更がなければ市財政への影響はないものと考えております。田村厚生労働大臣が記者会見におきまして、負担割合は現状のままと認識を示しておりますので、現在の高齢者サービスも少なくとも今後影響なく継続できるものと思っております。いずれにしましても、法整備などが決定していない現段階では詳細について申し上げることはできませんけれども、今後国の動向を注視しながら、市民のサービス低下を招かないように施策を検討し努力していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 佐々木議員。

○15番（佐々木直光君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、つがる警察署ですけれども、私聞くとところによると用地とかその辺の条件がそろわないと何か先送りになるのだという話も聞いております。そこで、あのおり先ほどもおっしゃいましたけれども、駐車場も狭く、例えば大きい事件あるいは災害等あったとき十分対応できないのではないかなと、こう思うわけで、市としても積極的に働きかけて、一日も早く新しい警察署を建ててほしいというふうにお願いしますので、何とかその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2番の花の植栽でございます。新しい団体あるいはそういうふうなものが出れば来年もということでしたけれども、例えばそれが仮に出なければ市として植栽するのかどうか、その辺聞きたいと思ひます。

次に、新規就農でございます。どこでも農業者の確保ということでは非常に大変なわけで、後継者だけでは十分に賄い切れないといひましようか、農地を耕していくということができなくなってしまうのではないかなと、こういう状況だと、こう思ひます。その中で、あるいは法人経営、あるいは別な部門からの新規参入、あるいは第三者からへの農業継承や定年帰農などいろんな形の就農があるわけですけれども、今までのような農業を親族の農業後継者だけでは、やはり先ほど申し上げましたようにつがる市の農業あるいは農地を守っていけなくなってしまうのではないかと、こういうふうに危惧します。今後例えば今までの企業誘致みたいな形でやはり新規参入への運動をする必要が出てくるのではないかなと、こう考えております。そのためには、やはりつがる市でも他の地域よりも農業をする魅力あるところであるというふうなアピールなり思わせるような、農業の施策だけではなくて、例えば子育て支援や教育などもひっくるめて魅力あるところだと、つがる市は農業しても非常にいいところだと思わせるような施策を今後計画していく必要があるのではないかなと、こう思ひます。そのための取り組み、今すぐというわけではないのですけれども、計画を考えていくべきではないかなと、こう思っております。その辺のことについてちょっと、もし意見がありましたらお願ひしたいと思ひます。

それから、介護制度の見直しということで、今まで従来どおりであろうということで、その面では安心するわけですけれども、要支援の見直しの内容というの私素人で余りよくわからないのですけれども、例えば市町村へ移管になったとき、要支援についてもっと活動なり充実させることによって、逆に要介護への移行を少なくするというので、そうすることによって例えば介護保険なり、あるいは医療費の負担の軽減ということにもつながっていくのではないかなと、こう思うわけで、その辺も必要ではないかなと。要支援をもっともっと逆に予算をかけて充実するというのも一つの手ではないかなと、こう私考えるわけですけれども、その辺について福祉部長の、個人的な見解になるかもしれませんが、ひとつ伺いたいと思います。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 警察署のことでございますけれども、今ちょっと、ふと思ったのですけれども、実はこれ今から10年ぐらい前、まだ合併する前でございますけれども、木造警察署の建てかえの話があったと私記憶しております。それがいつの間にやらその話がもう全然なくなってしまって、今、今度県議会でそれを取り上げたりなんかしているのですが、ああ、これはやはり前、警察署新築しなければならない箇所数が大分あったと思っています。ですから、順繰りにその順番をつけてやってきているのかどうかはわかりませんが、総合的に言えばつがるの警察署は狭い、中も狭いですし、それから駐車場も狭いです。そういうことから、やはりここの治安を守っていただく警察でございますので、なるだけ早く新築できるよう、警察の署長初め皆さんと話しして進めたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） イオンモールの前の市道の植栽について答弁いたします。

今後団体あるいは個人でも花壇を管理してくれるところを募集なり広報に出すなりして、来年度は探したいと思っております。経費については、花など準備する経費、苗代とかそういうものについても、助成等になるか、市で持つか、その辺を検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、新規就農、つがる市の農家でございますけれども、今現在60歳以上の方は経営主で57%になっています。それと50代から60未満の方が27%、合わせて50歳以上は84%というふうになりまして、20代は消費税までいかない4%という状況でございますので、佐々木議員おっしゃるとおり早急な対策が必要でございますけれども、今国のほうで進めているのが農地の集積、これは特に水田でございますけれども、県のほうで一旦土地を借り上げる形で農地の集積、今までは人の農地を集積していました。場所がばらばらになっていますので、今大規模農家の方々の意見を聞きますと、これ以上は面積はふやせないというような状況でございますので、これから国のほうとしては面の集積を進めるということですので、つがる市も積極的にし、それに進め

ていきたいと思っております。

あと新規就農については、今国のほうでも事業を進めていますけれども、なかなか進まない状況もございますので、今後将来的なことを考えますと農協、改良区、農業団体による第三セクターの設立が必要ではないかと思っております。というのは、今現在水田の農地については先ほど言いましたようにばらばらでございまして、大規模農家、10町歩、20町歩の方々についてはこれ以上面積ふやせないと、それと集落営農につきましても大規模農家にとっては参入できないと。自分の作業だけで手いっぱいという意見が主にございます。それらを含めると、今後は農業団体なり農協が中心となって水田の管理をしていく必要があると思ひまして、農協の関係者のほうには伝えてございます。私どものほうといたしましても、今すぐ計画の策定は非常に難しいのでございますが、TPPの関係もございまして、来年度これらについては総合的な農業振興を含めた体系をつくっていききたいと思っております。そのために、来年度から条例の制定も含めて十分検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

議員指摘のように、要支援部分を介護保険から切り離すということは、これとりもなおさず介護保険料の増嵩ということに起因していると考えてございます。介護保険がこれ以上ふえないためにもということで、市の事業ということで要支援部分を市におろすということに考えているのだと認識してございます。そうなりますと、市でどのように取り組むかということが重要なものとなると思っております。この要支援部分がそのまま、あるいはよくなって介護に移行しないようにはどうするかということで、幸いにも我が市におきましては保健師の数、他の市に比べて多うございます。その経験豊富な保健師を活用しまして、現在も行っておりますけれども、回想法というような、そういった何人か集まって昔のことを思い出して脳を活性化させるというような独自の事業も展開してございます。そういったふうに特色ある活動をしながら、要支援の部分を悪くさせないと言えれば語弊ありますけれども、介護のほうに持っていけないというように努力していきたいと思ひますので、ご理解賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で佐々木直光議員の質問を終わります。

ここで2時まで暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 2時02分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 野 呂 司 君

○議長（山本清秋君） 第7席、10番、野呂司議員の質問を許します。

野呂議員。

〔10番 野呂 司君登壇〕

○10番（野呂 司君） 第7席で質問させていただきます芳生会の野呂でございます。よろしくお願  
いします。

昨年、ことしと2年続きの大雪となり、特にことしは農作物の作付も遅くなり、収穫への影響も  
懸念されていましたが、その後の天候の回復もあり館岡地区においては、現在のところ、特産のス  
イカ、メロンの生育や収穫、販売価格もまざまざのようで農家の人もほっとしているところだと思  
います。以前からスイカ、メロンのカラスなどの被害について農家から要望も多く経済部へ駆除の  
お願いをしているところです。ことしの春にもお願いしたところです。ところが、実はカラスだけ  
でなく、最近は被害の広範囲にアライグマが出没し、農作物を荒らしていると聞きました。また、  
猿も出没していると聞きました。ことしは例年になく有害鳥獣による被害が出ていると聞きました。  
そこで、お尋ねしますが、カラスやアライグマなどの有害鳥獣の捕獲内訳、農作物や人及び工作物  
等の被害状況、猿出没時の緊急広報件数、猟友会等への依頼件数をお聞かせ願います。

また、有害鳥獣の被害の予防対策などありましたらお答え願います。

上水道の進捗状況について。上水道の整備計画の進捗状況については、平成22年12月の定例会に  
おいてお伺いしたところです。事業全体としてはほぼ順調に推移しているが、鶴田付近の岩木川を  
横断する送水管の設置が必要なことから、送水管が完成すれば全体の計画も短縮が図られるので、  
県で施行する橋梁かけかえ工事の早期着工、完成を要望している。本事業は、平成30年の供用開始  
を予定しているとの答弁でした。その後、昨年12月定例会における議員への答弁において、館岡  
地区へは平成28年度から配水管を布設しながら31年度から供用開始していく予定との答弁でした。  
若干のおくれが出てきたように感じました。事業の進捗状況についてお聞きします。

館岡地区の下水道について。館岡地区には水道がないため下水道も当然なく、下水道の整備計画  
に至っては全く予定がないのと同じ状況です。市では、現在公共下水道として林地区を整備中で来  
年度完成予定です。その後、柴田、蓮川地区を考えていると聞いております。その後の平成32年度  
以降は、これまで整備してきた浄化センターを初めとした施設の老朽化による更新時期を迎えるこ  
とになるので更新事業を計画しているとのことでした。また、未着工の地区については、昨年の答弁  
では地区の意向、財政状況を勘案しながら判断することになるとのことでした。館岡、田小屋野及  
び亀ヶ岡集落には世界文化遺産の登録に向けて保存地域を設定し、用地を買収し、公有地化して保  
存しようとしておりますが、その保存地域内においても、住宅からの排水設備も満足になく、場所  
によってはその公有地化した土地にも生活排水が流れ込む状況となっております。館岡地区及び未  
着工地区の下水道事業はどのようになるのか、お聞きします。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、有害鳥獣についてお答えいたします。

今年度の市民からのまず依頼でございますけれども、7月から8月でございますけれども、猿については10件、捕獲はしてございません。アライグマにつきましては40件、それで13匹を捕獲してございます。タヌキについて依頼件数が5件で、5匹確保してございます。アナグマが1件1頭でございます。それと蛇が1匹捕獲してございまして、2カ月で57回市の職員が出動しているところでございます。主に件数の多いアライグマでございますけれども、スイカ、7月下旬から8月までこのスイカにつきましては市内全域で被害がございます。そのため、市といたしましては被害農家に、要望がありました農家、市民の方には箱縄を貸し出しして今捕獲を進めてございます。今特に柏、森田地区で毎日のように放送しています猿が出没いたしまして、なかなか捕獲できないような状況になっております。猿につきましては、市民の方から電話いただきまして、警察、消防の方にもお手伝いして現地に集合しますが、集合時点で猿はいないというような状況が何回も続いておりますが、市民のほうからお電話いただければ早急に出動している状態でございます。また、そのほかカラス等について水稻の関係につきましては、JAごしょつがる、JAにしきたのほうから依頼がありますと猟友会のほうへ依頼してございます。今年度は9件、カルガモが6件、カラスが3件ほど今年度実施しております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 鎌田民生部長。

○民生部長（鎌田常芳君） 私からは上水道工事の進捗状況についてお答えいたします。

上水道の整備は平成30年度の竣工を目指し、総工費約209億円で工事が進められております。平成25年度末で進捗率は60.6%となる見込みで、ほぼ順調に推移しております。これまでの主な工事は送水管の布設が63キロ、全体の73%竣工、配水管の布設が71キロ、全体の76%竣工ということで、今後はこれら事業と並行し受水池、配水池等の主要施設の建設も逐次進めていくということです。また、菰槌、館岡等の水道未普及地域については、以前答弁したとおり平成28年度から配水管を布設しながら、当初計画どおり平成31年度から給水をしていくと伺っております。

次に、鶴田町の県道米山菰蒲川線の岩木川保安橋かけかえ工事、これは現在設計も終わり河川改修工事を実施していると伺っております。平成26年度から27年度で橋の下部工、それから平成28年度から上部工を実施して、平成30年の秋には完成するというところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 2番目の館岡地区の下水道計画についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の館岡地区については、汚水処理構想では館岡、大湯町、菰槌の3地区を一つの処理区と

して計画されておりました、この地区は都市計画区域外であり人口1,000人以上の地区であることから、公共下水道の一つである特定環境保全公共下水道により整備することになっております。つがる市下水道は、議員も、ちょうど、言われておりますように、現在公共下水道木造処理区の林地区を整備しております。来年度の完成を予定しております。次の地区は同じ木造処理区の柴田、蓮川地区を予定しております、平成28年度着工で、平成32年度完成を見込んでおります。これにより木造処理区は完了することになります。館岡地区については、上水道が整備されることから下水道も整備してほしいという要望があるとは思いますが、次期着工の地区についてはやはり財政状況や地元の意向といたしますか、下水道への加入率の見込みの状況を考慮に入れて判断していただければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 野呂議員。

○10番（野呂 司君） 農家の方々と話をすると、時に話題に上るのがカラスのことでした。カラスは大変頭がよく、人が畑にいると遠くから見えており、いなくなると畑にやってくるそうです。追い払ったりすると仕返しめすると聞きました。アライグマは特定外来生物に指定され、もともとは北米から輸入された動物です。恐らくペットとして飼われていたものが野生化したのだと思います。アライグマは夜行性だということで人の目に触れず、今までカラスの被害だと思っていたものも実はアライグマが犯人かもしれません。アライグマは熟したスイカを狙い、手を入れてきれいに食べるそうです。生産者にしてみれば、春まだ寒いときから丹精込めて育てたスイカ、メロンを出荷直前になって傷つけられることは、泥棒の被害を受けるのと同じだと思います。そこで、今後職員数も減少する中では経済部農林水産課の職員による対応では限界があると思います。来年度以降の対策として市民に広く呼びかけて講習会などを開催し、有害鳥獣対策の知識と意識の向上が必要かと思っております。聞くところによりますと、隣の鯉ヶ沢町では被害防止対策協議会があり、農業者団体や集落代表者等の関係機関と連携し生息調査を実施し、被害有害鳥獣の適正な追い払いや捕獲を実施して、地域ぐるみで被害の減少を図っているようです。つがる市においても必要と思っておりますが、今後の対策についてお聞きします。

上下水道について。館岡地区の上下水道の整備について。先月8月19、20日にかけて館岡地区においてかなりの大雨がありました。農地への土砂災害が数カ所で発生し、2カ所について復旧を経済部にはお願いしているところです。その大雨により旧館岡小学校、中学校のグラウンドの周りの水路があふれて周辺の宅地内の井戸が濁る事態となりました。消防団員に聞きますと、来たときはグラウンドが水面に見えたと言っておりました。幸い消防署及び地区内の各消防団の機敏なポンプ排水により軽微な災害で済んだわけです。この水路を見ても住宅地からの排水路となっているのですが、ほとんど整備されておられません。下水道が整備されていない館岡地区においては、生活排水はため池や川に流れることとなりますが、途中の側溝も満足に整備されてはいません。不安なこと

は、宅地内の井戸からの飲み水と排水、つまり下水が接近していることです。大雨が降れば井戸水が濁り、ふだんでも水質検査で不合格になることもあります。現在供用されている地区で加入率が低く、今後も加入率が上がる見込みはないし、特に上げる方法も考えていない。そうなれば市の持ち出しが大きいので下水道事業はできれば減速したい。そのように感じております。社会資本の整備の中で下水道の整備は道路や病院、学校などの整備と同じくらい重要な事業だと思います。安全、安心なまちづくりを目指す上でも必須なことだと思います。もう一度答弁願います。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、来年度以降につきましては、アライグマにつきましては今わなを設置するのは皆さんに貸し出ししてありますけれども、来年までにふやす予定にしております。それとあわせて、猿につきましても現在わなを来年購入して設置して捕獲に努めたいと思っております。あとそれから、議員ご指摘いただきました鯨ヶ沢、深浦につきましては、皆さんご承知の猿の関係で非常に苦しんだ経過がございまして、防犯体制、また関係の市民に対する説明も十分尽くされておりますけれども、つがる市の場合は余り猿についてもほとんど見ていないという、アライグマについてもほとんどタヌキというような見方で私どものほうに来てございますので、来年度以降パンフレットを作成いたしまして各団体に配付したいと思っております。また、集中的に出ている猿につきましては森田、柏でございますので、関係者のほうと連携を密にする方針を考えるために、対策協議会ではございませんけれども、連携の協議会を立ち上げて進めていきたいと思っております。あと、猿につきましてはつがる市内であれば空き家等に居住している部分もありますので、今現在柏地区で出ている猿につきましては居住跡も発見しましたが、ふだんなかなかいない状況であります。また、アライグマにつきましては、移動キロが1日で20キロということで、なかなか捕獲も難しいのでございますけれども、アライグマについては2カ月ほど設置しないとわなにかからないと、おりに入らないというほど警戒心が強い動物だそうですので、2日3日で設置したわなについてはその脇を歩いていくということですので、2カ月設置してわからないような状況でないと捕獲ができないという専門家のご意見もございますので、来年度以降はアライグマ等につきましては箱わなを購入して市内全域で捕獲に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 2回目のご質問にお答えいたします。

つがる市の下水道は、農業集落排水が11処理区、それから公共下水道が2処理区で、13処理区の下水道が供用開始されております。それで、早いところでは平成3年から供用されて20年以上経過しているところもありまして、施設の老朽化、これが著しい状況です。機器の更新がふえてきております。また、今後大規模な改修も出てくると思われまます。さらに、加入率が上がらない状況、そういうことで使用料の収入が少ないということで一般会計から多額の金額を繰り入れしている、それでしのいでいる状況であります。大変厳しい状況で、新規の着工には現在いい材料がないといい



ますか、そういう、下水道にとっては肩身の狭い状況であります。社会資本の中の数多くの事業の中で、生活環境の保全と清潔な暮らしのための下水道は大変、議員が言われますように必要な事業ではございますが、いろいろな状況を勘案しながら次の地区の着工になるものと思われま

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 鎌田民生部長。

○民生部長（鎌田常芳君） せんだっての大雨による飲み水の濁った件もそうですけれども、さきの東日本大震災の際も、それからその後の長期間の停電時において自家用のポンプが稼働しなかったということで、地元からは早急の上水道整備が待たれていると聞いております。そういうことで水道企業団のほうには計画が遅延しないように強くお伝えしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（山本清秋君） 野呂議員。

○10番（野呂 司君） 3回目の質問です。

先日テレビで弘前市のことが出ておりました。先ほど部長も言うておりましたけれども、アライグマが集落の空き家の屋根裏にすみついていました。空き家の調査は総務部と思いますが、猿やアライグマなどがすみついていないか毎年調査しているのか、またすみついていた場合はどのような対処をしているか、お聞きします。

それから、下水道事業について。下水道事業は建設時に大きな費用がかかります。また、その後の維持管理にも費用がかかります。そこで、広く一般に下水道を利用させて快適な生活を送らせるつもりがあるのか、もしくはできれば長延ばしして、財政負担もありますので、のんびりやると言うのも語弊がありますけれども、延ばしたいと思っているのか。できれば、どのように考えているか、財政部長にその考えをお聞きしたいと思

○議長（山本清秋君） 総務部長。

○総務部長（山口修一君） アライグマが空き家のほうにすみついていないかと、そういう事例があるのではないかとご質問でございました。私どものほうで今、先般条例等の整備になりまして、台帳のほうの整備にまた走り回っているところがございますけれども、ただアライグマがすんでいるという情報はこれまでなかったわけで、ただ先般のアライグマ騒動の中に財政部のほうから空き家のほうにも出入りしているようであると、それだけの情報でございます。具体的にどこどこに入ったとか、何件あったとかという集約したものはまだ持ってありません。

以上です。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 野呂議員のご質問にお答えします。

金のかかることは先延ばししたいのか、すぐできないから金がないと言うのかということ

なければならぬものはするというふうを考えてございます。金がないから延ばすと、そういうケースもございますけれども、基本的には今起債を起こして事業をやると、工期にしても何十億の起債かかるわけですが、今借り入れしたお金が2年据え置きで3年目から償還始まるわけですが、3年目、4年目、5年目、この償還のときにどういう財政負担を及ぼすかと。今事業をやれば5年後あるいは10年後の今の新しく起こした事業の影響を評価してゴーサインを出すこと、財政部がゴーサインを出すというのはおこがましいのですが、三役のほうにこういう試算結果が出ているということをご報告させていただく立場にあるということです。結果、金がないから先延ばししたいというふうには考えてはございません。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で野呂議員の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日は散会します。

（午後 2時29分）

# 第 3 号

平成25年9月10日（火曜日）

## 平成25年第3回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成25年 9月10日（火曜日）午前10時開議

#### 1 開議宣告

#### 1 議事日程

##### 日程第1 一般質問

##### 日程第2 総括質疑

- 報告第16号 平成24年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について  
報告第17号 平成24年度つがる市継続費精算報告書  
議案第67号 つがる市出張所設置条例の一部を改正する条例案  
議案第68号 つがる市税条例の一部を改正する条例案  
議案第69号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
議案第70号 つがる市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例案  
議案第71号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案  
議案第72号 つがる市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例案  
議案第73号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案  
議案第74号 つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案  
議案第75号 つがる市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第76号 つがる市新型インフルエンザ等対策本部条例案  
議案第77号 平成25年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案  
議案第78号 平成25年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案  
議案第79号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案  
議案第80号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案  
議案第81号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第2号）案  
議案第82号 平成24年度つがる市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件  
議案第83号 平成24年度つがる市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件  
議案第84号 平成24年度つがる市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件  
議案第85号 平成24年度つがる市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件  
議案第86号 平成24年度つがる市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第87号 平成24年度つがる市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

日程第3 予算・決算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（23名）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司  | 2番  | 佐々木敬藏 | 3番  | 松橋博秋  |
| 4番  | 長谷川榮子 | 5番  | 成田博   | 6番  | 木村良博  |
| 7番  | 佐藤孝志  | 8番  | 長谷川徹  | 9番  | 三上洋   |
| 10番 | 野呂司   | 11番 | 天坂昭市  | 12番 | 成田克子  |
| 13番 | 小笠原忍  | 14番 | 村上秀徳  | 15番 | 佐々木直光 |
| 16番 | 佐々木慶和 | 18番 | 齊藤進   | 19番 | 齊藤幸洋  |
| 20番 | 山本清秋  | 21番 | 伊藤良二  | 22番 | 松橋勝利  |
| 23番 | 白戸勝茂  | 24番 | 高橋作藏  |     |       |

欠席議員（1名）

17番 平川 豊

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 市 長         | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長       | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長       | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長     | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長     | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長     | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長     | 境 宏     |
| 経 済 部 長     | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長     | 相 馬 英 紀 |
| 会 計 管 理 者   | 川 嶋 久 利 |
| 総 務 部 次 長   | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長   | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長   | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長   | 葛 西 彰 憲 |
| 経 済 部 次 長   | 佐々木 錦 司 |
| 建 設 部 次 長   | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長    | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長  | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長     | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員     | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長     | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長   | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長    | 三 上 修 司 |
| 消 防 長       | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長      | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長      | 工 藤 輝 美 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 眞理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |



---

◎開議宣告

○議長（山本清秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 三 上 洋 君

○議長（山本清秋君） 第8席、9番、三上洋議員の質問を許します。  
三上議員。

〔9番 三上 洋君登壇〕

○9番（三上 洋君） 皆さん、おはようございます。第8席を賜りました芳政会の三上洋です。よろしく願いいたします。

10周年記念事業、また10年間の検証と未来への希望についてご質問申し上げます。平成17年、1町4村が合併をして青森県第9番目の市として発足し、早いものであと1年と5カ月ぐらいで丸10周年を迎えようとしております。合併により住民サービスの充実強化や公共施設の統廃合などによる行財政の効率化、少子高齢化への対応、広域的なまちづくりなど効果が見られた反面、住民サービスが低下した、旧町村地域の伝統や文化、歴史的な地名などが喪失されたとか、問題点や課題も浮き彫りにされているのが現状であります。そこで、10年という節目を迎えるに当たり、我々議員初め理事者の皆様方と一丸となり、大局的な視点に立ち当市の問題点を指摘、考察、解決し、我々の子や孫がつがる市に生まれて育ちよかったと言われるようなまちづくりを目指し、これから10年、20年先までの道しるべを示しておくのが我々の役目かと思えます。そこで、次の3点についてご質問申し上げます。

1点目、10周年記念イベントなどの計画はあるのか。

2点目、計画があるならその内容は。

3点目、イベントのテーマとなる標語を近い将来つがる市を背負って立つ小中高の学生から公募するなど、市民と一体となるイベントにしてほしいと願います。

この3点についてご質問申し上げます。

1回目の質問終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。三上議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のつがる市10周年記念事業についてのご質問ですが、ただいま議員からもお話がありましたとおり、平成27年の2月11日で10周年を迎えることとなります。市では、記念事業について現在検討中でございますけれども、今年度中には事業計画をまとめたいというふうに考えてございます。

2点目のご質問の事業計画についてということでございますが、本市の魅力を市内外にPRできイメージアップを図れる事業や、市の一体感の醸成や魅力あるまちづくりに資する事業、そのほか旧町村地域の歴史あるいはまた特性を再確認できる事業などを柱に、現在各部局において実施できる事業について検討をしております。

3点目のご質問でございますけれども、記念事業のテーマとなる標語の公募についてということでもありますけれども、記念事業につきましてはできるだけ市民の方々にも参加いただけるような事業にしたいというふうに考えております。議員がご提案されたイベントのテーマの公募についても参考にしながら、記念事業の検討を進めていきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（山本清秋君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 2回目の質問に入ります。

平成の大合併後の市町村名が片仮名と平仮名となる例が多く見られることについて、歴史的な地名の軽視という批判も出ているそうです。そこで、私も何件か仮名文字の市を探してみたら、一番興味を持った市は三重県にあるいなべ市であります。それはなぜかという、子供のころ津軽弁で、おめだのじっどこにいたばと言え、稲贄にいたと答えた記憶があるわけなのです。そういうわけで、このいなべという3文字がどのようにしていなべ市という名前にしたのか、その語源というものに興味を持ちましてちょっと調べてみました。すると、市長や副市長、教育長あたりまでは稲贄というところ、地名わかると思うのですが、口語の中に、つまり平安時代の昔に稲贄と言うと神に供える稲の初穂という意味だそうです。津軽地方の稲贄というのは、農家の仕事場、にらの中で唯一板敷きの一段高い上座のわら仕事をする場所とあります。これは私が調べたのではなくして齊藤進議員にお願いして調べていただきました。私はとても無理でしたので。というわけです。何が言いたいかという、10周年記念事業の一つとして、全国に点在している仮名文字の市、これは幾つぐらいあるのか。

それから、その仮名文字の市をつがる市に招待して仮名文字サミットなるものを開いて、日本全国を巻き込んだ10周年記念事業というもの、これを考えてはどうかと提案するわけなのですが、総務部長、この2点についてお答えください。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 三上議員のご質問にお答えします。

非常にユニークな提案をされて、私個人としては大変喜んでいるところでございます。現在平仮名の市町村は、市町村合併等も大分ありまして48ございます。そして、仮名文字の市町村サミットを開いてはどうかというご質問でございますけれども、私もちょっと調べてみました。そうしたら、実際にこれを実施したという記録がございました。現在は無いのですけれども、9つの自治体が集まってサミットを実施したという実例でございます。平成16年に目的を達成したということで、その後は行われていませんけれども、ただ、今提言をいただきました、これはつがる市の名称を広く知らしめると、そして本市の活性化を図るということでございます。このようなことを目的としたイベントでございますので、どのような有効な方策があり得るのか、ただいま提案いただきました仮名文字サミットも含めまして、引き続き有効なイベント、企画を検討してまいりたいというふう考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 3回目の質問に入ります。

8月の末に全国都市監査委員会総会と研修会が京都市の国立京都国際会館で日本全国から1,524名集まりまして研修会が行われ、長谷川委員長と2人参加させていただきました。非常に勉強になりました。ありがとうございます。2日目の講義の先生が、内容が自治体財政健全化法と公会計改革公営企業会計改革についてと題して、関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部教授、小西砂千夫先生という方の講義をいただきました。ここで市長にお尋ねいたします。この小西砂千夫先生という方、恐らく市長は存じ上げているかと思えます。たしか合併して2年目、会っているはずで。当時どのような話をされたものなのか、そしてその話を参考にした行政運営をして今までやってきたと思うのですが、まず合併後のまちづくりなど恐らく話し合ったと思えます。そこで、その辺の話、どんな話をしたのか、まずお聞かせください。これが1点目です。

2点目として、17年度の起債制限比率は12.2%でしたが、24年は11.7%と少々改善されているように見られます。17年度経常収支比率は95.5%、通常より5%高かったのですが、24年度は85.8%と非常によくなっていると、これは堅実な行政運営をしてくださった市長のおかげと、私はこれを高く評価できることと思っているわけなのですが、これから10周年を迎えるに当たり過去を検証して、これからどのような行政運営をしていくつもりなのか。

この2点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 関西のほうの小西先生が来て、たしか二、三回このつがる市には来ていていると思えます。パネルディスカッションをした記憶がございます。というのは、もうつがる市になっておりましたので、今後これからつがる市がどういうふうな方向で行くのかというようなこと、あわ

せてパネリストと申しませうか、たしか五、六人当時いたと思ひますけれども、その詳しい中身につきましては今ちょっと、8年も9年も前のことですので余りわからないのですけれども、今議員が言われました10年間の検証と未来への希望と申しませうか、そういうこととございますので、合併してからずっと掲げてきました、新田の歴史が彩る日本のふるさと、これを基本理念としてこれまでまちづくりを進めてきたわけとございますけれども、これからもまた引き続きその理念を持ってまちづくりに励んでいきたいというふうと思っております。そのためには、やはり地域の特性を生かしたつがるブランド、これを発信し、農業あるいはまた観光、文化などの総合的な戦略で取り組みや、農業振興としては農産物の貯蔵あるいはまた保存施設やなんかも進めてまいりました。また、人づくりの取り組みと申しませうか、それはやはり教育指導体制の強化、これなんかも図りまして、複式学級の解消あるいはまた学校校舎の建設など教育環境の向上にも取り組んできたわけとございます。そのほか安心、快適な地域社会への取り組みとして斎場やあるいはまた市営住宅、子ども医療費の助成あるいはまた胃がん撲滅の検診事業なども無料で行っております。こういうようなことから、これからもまた議会の皆さんとも相談しながら、いつがる市のまちづくりに取り組んでまいりたいというふうと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それから、2つ目の質問で、経常収支比率あるいは起債比率というのは、多くなったり少なくなったりするわけとございますけれども、公債費比率や何かは考えてみますとやはりそのときの事情により、あるいはまた事業をやれば必ず起債や何かふえてきますので公債費比率も上がりますけれども、やはりその時々々の状況を見ながら全体的なまちづくりを進めていきたいというふうと思ひますので、議員の皆様方もひとつ何分ご理解の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で三上洋議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終結します。

---

#### ◎総括質疑

○議長（山本清秋君） 日程第2、報告第16号から議案第87号までの計23件を一括議題とします。

提出議案に対する総括質疑を行います。通告に基づき発言を許可します。

21番、伊藤良二議員。

[21番 伊藤良二君登壇]

○21番（伊藤良二君） 改めておはようございます。早速二、三十分ほど総括質疑をさせていただきます。決算、予算と年次を追って総括させていただきます。今議会に提出されている議案第82号から議案第87号までのつがる市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件について総括の質疑を行わせていただきます。

1番目に、実質公債費比率、将来負担比率の数字は結果どうなったのか、何分私ども素人でござ

いますので、担当課には言葉の意味、数字の状況などを含めてわかりやすく答弁いただきたいと思っています。

次に、24年度決算の各財政指標について、財政力指数、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率について、これも全く日常は使わない行政用語でございますので、その説明も含めて担当部長から優しく丁寧な説明をいただきたいと思っています。

2番目に、議案第77号から81号までの平成25年度つがる市一般会計補正予算案から、つがる市介護保険特別会計補正予算までの総括質疑に入らせていただきます。まず、現在25年度予算では公債費の残高は幾らか。財政調整基金についてでございますけれども、どのぐらいあるのか、減債基金についてどのぐらいあるのか、また各基金の総額はどのぐらいあるのか、基金の種類の違いも含めて説明いただきたいと思っています。

また、差し支えなければ、ちょっと早いようでございますけれども、平成26年度つがる市一般会計予算編成の基本方針と、今回出ている補正予算を編するときの基本方針は日常どのようなものか、お伺いしたいと思います。

以上、1回目の質疑を終わらせていただきます。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） おはようございます。伊藤議員のご質問にお答えします。

まず、平成24年度つがる市各会計決算についてのご質問でございます。その中で2点。まず、決算状況はどうなっているのかということでございます。まずもって、平成24年度のつがる市の各会計の決算状況でございますけれども、一般会計を初め全ての5つの会計で黒字でございます。その中で一般会計では、実質収支額が4億3,770万5,000円となっております。その他特別会計合わせて実質収支は6億2,313万5,000円となった次第でございます。この結果を受けて、地方公共団体のその財政の健全化を示す指標でございますけれども、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率、これは黒字でございますので、ともに算出されてございません。一方、実質公債費比率でございますけれども、これについては15.4%、将来負担比率が163.7%となっており、いずれも早期健全化基準を下回った次第でございます。公営企業の資金不足比率においては黒字でございますので、算定はございません。以上でございます。

大きな2番目、平成25年度9月期におけるつがる市の各会計補正予算案についての総括質疑でございます。その中で、まず1点目でございますけれども、公債費の残高ですけれども……失礼しました。もう一度前の大きな質問に戻ります。

各種各財政指標についてご説明申し上げます。24年度の財政指標でございますけれども、まず財政力指数でございます。財政力指数は1に近づくほどその自治体の財政が弾力性があるというか、余裕があるというような指標でございます。それが、財政力指数は当市は0.23というふうになって

ございます。経常収支比率でございますけれども、経常一般支出する経費に一般財源がどの程度使われているのかという指標でございますけれども、それが85.8%となつてございました。公債費比率あるいは起債制限比率に関しましては、さきの質問にもございましたけれども、決算統計では算定されませんが、独自に作成してございます。その結果、公債費比率については14.2%となつてございます。この比率につきましては、財政向上の弾力性を示す比率となつてございます。公債費に充てられる額のうち一般財源が幾ら占めているかというような指標でございます。次に、起債制限比率でございますけれども、11.7%となつてございます。これも今は平成18年度から今の財政健全化判断法が施行されてからは余り使われなくなった指標でございますけれども、算出はしてございます。起債制限比率は3カ年の平均を用いて算出するものでございまして、これは公債費に充当された一般財源の比率を示すものでございます。それを3カ年平均で使うということでございます。それが11.7%となつてございます。

次に、平成25年度9月期のつがる市各会計補正予算についての総括質問でございます。まず、公債費の公債残高でございます。平成24年度末で、一般会計で349億9,900万、10万以下は切り捨ててございます。農業集落排水事業特別会計で58億2,400万となつてございます。公共下水道事業特別会計では51億4,400万、国民健康保険特別会計で9,300万、介護保険特別会計で5,400万、この今申し上げました特別会計の合計が111億1,600万という結果になってございます。さきに申し上げました一般会計と合わせますと、市全体としては461億1,500万となつてございます。10万以下の端数はございますけれども、そういう結果になってございます。この額でございますけれども、前年度から見ると1億7,800万の減というふうに少なくなつてございます。率で0.39%の減ということになりました。

次に、平成25年度の今後の補正の見込みでございますけれども、一般会計で354億1,300万と、特別会計が108億2,300万と、合計で462億3,700万となる見込みでございます。この額が平成24年度から見ると12億1,000万ほど多くなると、25年度最後まで見るとこういう結果になるだろうということになってございます。

次に、基金についてでございます。まず、財政調整基金あるいは減債基金はどうなっているのかということでございます。平成24年度末で財政調整基金が16億5,807万6,000円となつてございます。これは1,000円単位まで申し上げます。今回補正でも計上してございますけれども、もしこの補正額、9月期の補正が可決になった暁には、財調がさらに5億7,737万9,000円を追加で積み立てしますので、合わせて財調の額が22億3,545万5,000円となる見込みでございます。一方、減債基金でございますけれども、平成24年度末で14億6,873万8,000円でございます。この減債基金についても今回の9月の補正予算で計上させていただいてございますけれども、可決になったとすれば2億2,000万円をさらに積み立ていたしまして、合計で16億8,873万8,000円になるというものでございます。財調あるいは減債2つ合わせて39億2,419万3,000円となるものでございます。この2つの基金につき

ましては、歳入の中で一番大きな割合を占めてございます地方交付税が予算に比べて増額となつてございますので、それが積み立てできるということでございますけれども、ということはとりもなおさず積めるか積めないかはその地方交付税で左右されるというような今市の財政の状況でございます。

今後の見通しでございますけれども、平成27年度からは最近の議会の中では再三再四申し上げてきましたけれども、合併の算定替えが終わりまして一本算定になる予定でございます。それに伴いまして約24億ほど普通交付税は減るという結果になってございますので、その減額分に対応するには財政調整基金と減債基金で対応すると。片っ方、合併振興基金というものもありますけれども、これは一定の条件がつけられておりまして、返済した分でないと取り崩して使えないというような性格でございますので、当面はこの財調と減債が大きな原資というか、資本力になるということで、さらなる積み増しを考えているものでございます。今後もその歳入の確保には万全を期しますけれども、一方その歳出のほうにも削減を求めていって努めますけれども、その結果として積立金を確保するというので、とりもなおさずそれは後の世代の方には負担は余り残さないようにというようなことが重要なことだと考えてございます。

次に、平成26年度の一般会計の予算編成の編成方針ということでご質問がありました。当初予算の編成につきましては、これは市長の命による依命通達で各部長宛てに財政部長名で基本方針を通知しているところでございます。それが毎年11月の初めから中ごろにかけて通知するという流れでございます。

現況の将来のつがる市の財政状況を鑑みると歳入では、先ほど申し上げましたけれども、平成27年度から地方交付税が合併算定替えが終わり一本算定に入ることによって段階的に減額され、さらに5年後には大体24億の減額になるということが現状明らかになってございますので、歳出では今も努力はしているのですが、今まで以上に経常的な経費の大幅な削減が必要であるというふうに考えてございます。そういう意味では、各部長の方にも編成方針を通して現状のつがる市の状況と、あるいは5年後のつがる市の状況がどうなるのかということを確認、理解していただくためにもそれなりのメッセージを込めた編成方針は通達しているつもりでございますけれども、今後さらに率とかそういう詳しい数字も含めて通知していきたいというふうに考えてございます。

さらに、平成26年度、来年度でございますけれども、合併後10年目を迎える年だということで、三上議員からもご質問ありましたけれども、これについては合併してよかったこと、いわゆる合併の効果あるいは合併の目的が達成されているかということの検証の節目の年にもなると考えてございます。当然合併時に計画したもの、あるいは目標としていた事柄が財政状況も含めてどのようになっているのかということを確認する年に当たり検証していきたいと思っております。

以上のようなことを踏まえて、その平成26年度の予算編成に当たっては、本年度に引き続きますけれども、少子高齢化に対する対策あるいは安全、安心なまちづくりの対策について、あるいは社

会資本整備の推進を進めていくというようなことで、将来を見据えたその健全な財政運営が持続できるようなその下づくりをして編成に当たっていききたいと思っている次第でございます。

それから、最後の質問でございますけれども、平成25年度9月期のつがる市各会計補正予算案についてと、各補正予算を編成するときのその基本的な姿勢は何だと、どうなっているのだということでございますけれども、補正予算案は6月期、9月期、12月期、年が明けて3月期と、計4回定期的な年間を通しての調整をするための補正予算が見込まれているところでございます。各定例会の前には各部局にその予算案見積書の提出について、いついつまでに出してくれということと提出を通知しているところでございます。この補正予算の編成の基本的な方針でございますけれども、第1には財政事情を考慮して事業計画が策定されているものかと、されており、かつその当初予算に見込めなかったと、ある特殊な事情で見込めなかったものとか、事業費が当初予算から変更になったもの、あるいは年度途中で事業が採択になったもの、さらには緊急を要する経費で補正予算措置後に対処できる事情があるものというものを考慮して予算編成を編成し、査定を通して補正予算に反映させるといった手順になってございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本清秋君） 伊藤良二議員。

○21番（伊藤良二君） 説明ありがとうございました。つがる市もこれから現在進行している桜木住宅の建設、またきょう新聞で発表になってありましたけれども、きのうの議会の成田議員の答弁にあるように、車力小学校学校統合など大事業が控えているわけでございます。平成27年からですか、交付税が5年間にわたってどんどん減らされていって、最終24億減ると。ということは、つがる市の一番大きな税収である交付税、それが大体100億ちょっとあるわけですが、24億、約4分の1近く減らされるという時期が来るわけです。また、私どもから見ますとXバンドといいますか、基地の再編交付金、これも減っていくだろうし、5年後ということになれば人口も3,000人ぐらいはもう減っているというような流れでございます。ということで、歳入が大変厳しい状況になり、私の単純な、よく素人計算でも現在230億ほどのつがる市の財政規模でございますけれども、200億を切るような財政規模に持っていくようであれば、つがる市の財政はもたないのではないかなど。というのは、黒石、平川、五所川原など見てもまず200億は超えていません。百九十何億とか、そういう数字でございます。今までいろんないい条件があったので、身に合わないいい予算を続けてきたのではないかなど思っています。それはそれでいいことなのですが、これからはなかなかそれでは続かないのではないかなどということを私は、財政部長もそうですけれども、各担当課もこれから12月に向けて予算を上げていくときは毎年毎年、特にここ二、三年は厳しい姿勢で上げてこないと大変なことになるのではないかなど思っています。

財政健全化で市民の要望に応えられる継続できる財政運営をお願い申し上げて、財政部長の考えを再度もう一度聞いて私の総括質疑を終わりたいと思います。



○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 伊藤議員おっしゃるとおり、27年度から一本算定に入ると、これについては、国としては違う施策で穴埋めをするかどうかは別として、今現状の法律上は絶対減らすのだと、そういうふうな法律で私ども今、合併10年間あらゆる補助であるとか、合併補助金であるとか、そういう合併の特例のその施策をしてきたところでございます。その27年度以降5年間で24億を減らされるということであれば全年度で、5年間ならしでいくと平均2億4,000万を倍、倍、倍でいくと24億になるのですけれども、全年度でいきなり2億4,000万削るといっても、それはもうほぼ不可能でございます。今から、早いとは思いましたけれども、もう既に去年の段階からこのことについては依命通達で言っているところでございますけれども、結局のところ今230億規模の予算規模でございますけれども、それは当然単純に引くと200億あるいは190億、その規模の予算規模になるであろうというふうに考えてございます。それには当然職員の減もございますけれども、それ以上に歳入に見合ったその歳出と、今は歳入プラス起債を起こして歳入膨らませて……失礼しました、膨らませてという表現はよくありませんけれども、起債を加えた合計でその歳入の額を決定しているということは、起債の部分を減らして単純に確実に歳入として見込める、歳入に見合った歳出を組むということにするしかないだろうというふうに、そうなっていくのだろうと思ってございます。そういうことは今議員がおっしゃられましたように、身の丈に合ったその予算規模で堅実な財政運営をしていくということに尽きるかと思えます。それは当然市として一丸となってその方針に向かっていくべきであろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 以上で伊藤良二議員の総括質疑を終わります。

これをもって総括質疑を終結します。

---

#### ◎予算・決算特別委員会の設置

○議長（山本清秋君） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第77号から議案第87号までの予算・決算関係11件については、全議員をもって構成する予算・決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいま設置されました予算・決算特別委員会を本日本会議終了後、この議場に招集いたします。

◎議案等委員会付託

○議長（山本清秋君） 次に、ただいま予算・決算特別委員会へ付託した議案を除く各議案につきましては、お手元に配付のとおり各常任委員会に付託いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から19日までの間は、委員会開催等のため、本会議は休会でございます。来る9月20日は、午前10時に会議を開きます。

本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午前10時48分)

# 第 4 号

平成25年9月20日（金曜日）

## 平成25年第3回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成25年 9月20日（金曜日）午前10時開議

#### 1 開議宣告

#### 1 議事日程

日程第1 予算・決算特別委員長審査報告、討論、採決

「議案第77号」～「議案第87号」

日程第2 総務常任委員長審査報告、討論、採決

「議案第67号」～「議案第68号」

「議案第70号」

日程第3 教育民生常任委員長審査報告、討論、採決

「議案第69号」・「議案第71号」

「議案第75号」～「議案第76号」

日程第4 建設常任委員長審査報告、討論、採決

「議案第72号」～「議案第74号」

日程第5 発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書

日程第6 発議第7号 市議会の委任による市長の専決処分事項の指定について

日程第7 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

追加日程第1 議案第88号 訴えの提起の件

追加日程第2 議案第89号 訴えの提起の件

追加日程第3 議案第90号 訴えの提起の件

出席議員（23名）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司  | 2番  | 佐々木敬藏 | 3番  | 松橋博秋  |
| 4番  | 長谷川榮子 | 5番  | 成田博   | 6番  | 木村良博  |
| 7番  | 佐藤孝志  | 8番  | 長谷川徹  | 9番  | 三上洋   |
| 10番 | 野呂司   | 11番 | 天坂昭市  | 12番 | 成田克子  |
| 13番 | 小笠原忍  | 14番 | 村上秀徳  | 15番 | 佐々木直光 |
| 16番 | 佐々木慶和 | 18番 | 齊藤進   | 19番 | 齊藤幸洋  |
| 20番 | 山本清秋  | 21番 | 伊藤良二  | 22番 | 松橋勝利  |
| 23番 | 白戸勝茂  | 24番 | 高橋作藏  |     |       |

欠席議員（1名）

17番 平川 豊

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 市 長         | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長       | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長       | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長     | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長     | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長     | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長     | 境 宏     |
| 経 済 部 長     | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長     | 相 馬 英 紀 |
| 総 務 部 次 長   | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長   | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長   | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長   | 葛 西 彰 憲 |
| 経 済 部 次 長   | 佐々木 錦 司 |
| 建 設 部 次 長   | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長    | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長  | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長     | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員     | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長     | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長   | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長    | 三 上 修 司 |
| 消 防 長       | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長      | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長      | 工 藤 輝 美 |
| 会 計 課 長     | 下 山 芝 規 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 眞理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |

○議長（山本清秋君） おはようございます。会議を始める前に経済常任委員長より発言の許可を求めておりますので、許可します。

天坂委員長。

○経済常任委員長（天坂昭市君） ご承知のように先の台風18号の影響により、各地で大きな被害をもたらしております。本市においても収穫間近の農作物に被害が出ております。よって農家のため、市としても速急な対応を要望します。

よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） ただいま天坂経済常任委員長の要望の件について、本会議終了後議員全員協議会を開催しますので、会議室まで集合願います。

---

#### ◎開議宣告

○議長（山本清秋君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### ◎予算・決算特別委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、議案第77号から議案第87号までの計11件を一括議題といたします。

予算・決算特別委員長の審査報告を求めます。

佐々木予算・決算特別委員長。

〔予算・決算特別委員長 佐々木直光君登壇〕

○予算・決算特別委員長（佐々木直光君） 予算・決算特別委員会に審査の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

去る9月10日の本会議において、予算・決算特別委員会が設置され、平成25年度各会計補正予算案5件、平成24年度各会計決算6件、計11件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、9月11日、12日の2日間、各会計補正予算の内容、決算の状況等の審査を行いました。審査の詳細な経過につきましては、議員全員で構成された予算・決算特別委員会でありましたので、省略させていただきます。

なお、農産物のブランド化を初めとする農業振興対策等について、行政、農協、農家一体となった取り組みを進めるよう意見が出されました。

付託された補正予算案5件、決算6件、計11件について、執行部より詳細な説明と聴取の結果、いずれも計数的に正確であり、その内容も適正であると認め、審査を終了いたしました。

以上、予算・決算特別委員会の審査報告といたします。



○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおりそれぞれ原案のとおり可決並びに認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ◎総務常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第2、議案第67号及び議案第68号、議案第70号の3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

野呂総務常任委員長。

〔総務常任委員長 野呂 司君登壇〕

○総務常任委員長（野呂 司君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月17日に開催し、付託された議案3件について、執行部より詳細な説明と聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。つがる市出張所設置条例の一部を改正する条例案について、稲垣出張所の移転先である稲垣公民館の築年数と耐震の対応はとの質疑に対し、築37年余りだが、鉄筋コンクリートの耐用年数は50年であり、現在は基準内である。今後危険な状態と判断されれば、耐震調査を含めて考えていきたいとの答弁がありました。

また、稲垣、車力出張所を統合して新たに建設するという計画が合併当初あったと思うが、その後の計画はとの質疑に対し、第3次行政改革大綱を策定する中で、稲垣、車力出張所の存続、廃止、統合について検討し、示していきたいとの答弁がありました。

つがる市税条例の一部を改正する条例案については、公的年金の特別徴収対象者は、またその金額はとの質疑に対し、平成25年度当初調定より対象者は1,881人、金額は2,222万6,792円となるとの

答弁がありました。

つがる市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例案については、昨年度の市税の延滞金を徴収した件数とその金額は、またその改正による金額の増減はとの質疑に対し、昨年度の延滞金徴収件数は701件、金額は988万3,644円で、昨年度より317万4,229円の増額となっている。また、今回改正される率で計算すると延滞金徴収金額は629万5,745円となり、358万7,899円少なくなるとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案3件については全会一致により承認及び原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ◎教育民生常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第3、議案第69号及び議案第71号、議案第75号、議案第76号の計4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

村上教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 村上秀徳君登壇〕

○教育民生常任委員長（村上秀徳君） おはようございます。教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月18日に開催し、本会議より付託されました議案4件について、執行部より詳細な説明等の聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、公社債あるいは株式譲渡の所得について前年度の申告件数と金額はとの質疑に対し、公社債については非課税であったため、市では内容は不明である。また、株式譲渡所得について申告件数は10件、所得金額は415万7,978円となっており、うち国保被保険者の申告件数は4件と所得金額は362万5,705円となっているとの答弁がありました。

つがる市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について、後期高齢者保険料の滞納者数及び金額はどのくらいか、またそのうち昨年度延滞金を徴収した件数と金額はとの質疑に対し、平成24年度の滞納者は115名、金額は278万3,150円となっており、対前年比人数で16名、金額で51万4,200円ふえている。また、延滞金の徴収は3名であり、金額は6,000円となっているとの答弁がありました。

つがる市新型インフルエンザ等対策本部条例案について、新型インフルエンザ等というのは何を想定しているのかとの質疑に対して、新型インフルエンザ、人に感染する鳥インフルエンザ、SARS等であるが、今後広範囲に流行する新しい感染症なども想定しているとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案4件については全会一致により承認及び原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

◎建設常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第4、議案第72号から議案第74号までの計3件を一括議題といたします。建設常任委員長の審査報告を求めます。

木村建設常任委員長。

〔建設常任委員長 木村良博君登壇〕

○建設常任委員長（木村良博君） おはようございます。それでは、建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月17日に開催し、本会議より付託されました議案3件について、執行部等より詳細な説明と聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。つがる市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例案について、現在の未納金徴収対策はどのようなになっているのかとの質疑に対し、基本的には収納課において徴収管理しているが、できる限り下水道課としても同行し、徴収に努めているとの答弁がありました。

つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、他の条例の一部改正案の延滞金年率は14.6%なのに対し、本条例案では10.75%なのはどういうわけかとの質疑に対し、この延滞金については道路法施行令に10.75%と規定されているので、それに基づき本条例案にも規定しているとの答弁がありました。

つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案について、住宅使用料の収納率は何%かという質疑に対し、昨年度の現年度分は96.25%、延滞繰越金分は15.82%、トータルで81.96%になっているとの答弁があり、また近隣市町村での延滞金徴収はどのようなになっているのかの質疑に対しては、県内10市の中でつがる市以外の9市が延滞金徴収の条例は削除になっている、近隣でいえば鯉ヶ沢町はまだこの条例は残っている状況であるとの答弁がありました。

次に、その他の意見として出された件についてご報告します。議員全員説明会において報告されました無届け下水道工事が多数発覚し、さらには職員のシステムへの入力漏れに伴う未請求も判明しております。このことについては、下水道事業の公平性を保つためにも指定業者にとどまらず、職員も含めた双方の処分について早急に対応すべきとの意見が出されました。

以上、本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

◎発議第6号の上程、説明、採決

○議長（山本清秋君） 日程第5、発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書案を議題とします。

発議者の説明を求めます。

野呂総務常任委員長。

〔総務常任委員長 野呂 司君登壇〕

○総務常任委員長（野呂 司君） ただいま議題となりました発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について趣旨説明を申し上げます。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いています。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地域の実情に即した行財政運営に必要な地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国に対し、地方交付税の増額による一般財源総額の確保については記載のとおり5項目を、地方税財源の充実確保については記載のとおり7項目について要望するものであります。

以上、各位の賛同方よろしく申し上げます。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第7号の上程、説明、採決

○議長（山本清秋君） 日程第6、発議第7号 市議会の委任による市長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

発議者の説明を求めます。

齊藤議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤幸洋君登壇〕

○議会運営委員長（齊藤幸洋君） ただいま議題となりました発議第7号 市議会の委任による市長の専決処分事項の指定について趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の第180条第1項の規定では、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは長においてこれを専決処分にすることができるとされております。しかし、当市においては今現在この規定はなく、軽易な事項についても議会に諮られてきたところであります。

そこで、今回提案いたしました各項について、長において専決処分することができるように指定することにより、議会運営の円滑化及び議会の議決に至るまでもない軽易な事項について早期解決が図られることから提案するものであります。

以上、各位のご賛同方よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（山本清秋君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり青森県市議会議員研修会へ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（山本清秋君） ここでお手元に配付の追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、追加議案を日程に追加し、委員会付託を省略することに決定しました。

---

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第1、議案第88号 訴えの提起の件を議題とします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、議案第88号 訴えの提起の件でございます。

次のとおり訴えを提起するものとする。平成25年9月20日提出、つがる市長。

提案理由でございます。市営住宅明け渡し等の請求の訴えを青森地方裁判所五所川原支部へ提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。

市営住宅明け渡し等の請求の訴えについては、これまでの経緯から入居者及び保証人が応じないことから、調停に持ち込んでも相手方が出頭しなければ成立しないということで、顧問弁護士とも相談いたしまして、訴訟による解決が適当であるというふうに判断したものでございます。

次のページをお開きください。訴えの提起について、その内容が記載されております。1、相手方については、ここに記載されているとおりでございます。

2、対象物件は、青森県つがる市豊富町屏風山6番地豊富2号団地5号。

3、請求の趣旨、（1）、相手方に対し、対象物件の明け渡しを求める。（2）、相手方に対し、平成25年5月1日から本件対象物件明け渡し済みに至るまで、月3万6,200円の割合による損害賠償の支払いを求める。（3）、相手方に対し、滞納家賃95万100円の支払いを求める。（4）、相手方に対し、訴訟費用の支払いを求める。

4、請求の原因でございます。相手方は、市からの再三にわたる家賃支払いの催告にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、多額の家賃を滞納している。

5、訴訟遂行の方針でございます。（1）、相手方から滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとする。（2）、敗訴の場合は上訴するものとする。

次のページをお開きください。参考資料で訴状の案でございます。提案説明の補足的な内容についてのみを申し上げます。原告は、つがる市でございますが、原告訴訟代理人としてつがる市の顧問弁護士である沼田徹弁護士及び松本史晴弁護士でございます。

続きまして、建物明け渡し等請求事件とあります。訴訟物の価格、金81万786円、貼用印紙額、金9,000円とありますが、これは今回の訴訟の価値と位置づけられております。訴状の作成上、必要な事項でございます。81万786円とありますが、これは住宅の評価額の2分の1に当たる金額でござい

まして、この金額によって申し立て手数料として国に納める印紙額が9,000円となるわけでございます。

次に、第1、請求の趣旨でございます。先ほど説明した4項目の請求の趣旨をもちまして判決及び仮執行宣言を求めるものでございます。

第2、請求の原因でございます。1、本件賃貸借契約の成立は、原告、旧車力村は、被告に対し昭和59年8月1日、本件物件を車力村営住宅管理条例に基づき賃貸した。

次に、3になります。賃料の滞納と催告。下段のほうになりますけれども、被告は平成24年12月11日時点で63カ月分の家賃を滞納していたものでございます。そして、被告に対し、次のページをお開きください。滞納家賃の催告及び明け渡し請求の予告をしております。

次に、4、明け渡しの請求でございます。原告は、被告に対し、平成25年3月28日付内容証明郵便「市営住宅明け渡し請求書」をもって請求したが、留置期間経過のため返送されたという経過でございます。

次に、5、市営住宅入居許可取り消しでございます。原告は、被告に対し、平成25年5月31日付内容証明郵便「条件付市営住宅入居許可取消通知書」により通知したが、留置期間経過のため返送されたという経過でございます。

次に、7でございます。損害賠償について記載をしております。つがる市営住宅条例で家賃を3カ月以上滞納して入居者の明け渡し請求できるとき、市長は明け渡しの日まで近傍同種の家賃の2倍に相当する損害賠償を請求できると定めておりますことから、この近傍同種の家賃は住宅の金額と同じ月額1万8,100円であります。よって、原告は被告に対し2倍に当たる月額3万6,200円の割合の損害賠償を請求するものでございます。

3ページになります。3ページは、証拠書類として甲第1号証、入居者世帯情報から甲第8号証、近傍計算書まで訴状に添付するというものでございます。

4ページをお開きください。当事者目録であります。そして、5ページは物件目録でありますけれども、これらも訴状の添付書類とするものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

松橋議員。

○22番（松橋勝利君） 今説明受けたわけでありましてけれども、ここで1つ聞きたいのは、本人が健康でいられるのか、それと保証人はどうなっているのか、その2点を。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） まず、1点目の本人が健康かどうかということでございますが、再三収納課のほうと建築住宅課のほうで呼び出しをかけましたが、全然応答がないと。それから、現在住



宅には長期不在でありまして、現在住んでいると思われるところに訪問しても、あと内容証明の郵便を出しても全然応答がないということで、健康かどうかは不明なところでございます。

それから、保証人については、この方は1人ついていましたけれども、亡くなっております。現在は保証人がないということでございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） まず、今の説明でありますと、本人が不在のようなわけだけれども、大体本人が病気か何かで入院しているとか、あるいはそういう状況とかもやはり把握する必要があるし、私よく前にも何回も住宅に入る保証人のことも再三問題にしているのだけれども、やはり保証人が亡くなったりした場合は、速やかに新しい保証人をつける、それをやらないとこういう問題が起きる。保証人が亡くなっているかもわからない、一回立てれば、どうだかも把握できないのであれば困るわけです。だから、そういうところは当局としてももっと厳密にきちっとした調査なり対応をとらなければだめだと思う。これは私の考えだ。今までも何回もそういう経緯が、私も指摘もしてきた。そういう点で、やはり私はこういうものはきちっとやらないと、ただ一回保証人立てた、亡くならうがやめようが何も全然あとわからないでは困る。これは今後の対応として、もうちょっと私の考えに対するの答えを。

○議長（山本清秋君） 建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） まず、本人が健康かどうか、あるいは状況はどうかということでございますが、再三市のほうとしても本人に連絡をとろうとしましたが、ついに連絡がとれなかったということでこの訴えの提起ということになっております。

それから、保証人が亡くなった方については新しい保証人をつけてくださいという手紙を出したりして、大分保証人が亡くなった方については新しい保証人をつけてもらってございます。この方については、亡くなったということもあり、本人にも全然接触ができないということで現在ついていない、保証人が1人亡くなっている状況でございます。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） これは今いつ保証人が亡くなったか、そこまでは聞いていないけれども、まず保証人つけてくださいとそうして言っても応答もない、そうなれば何かしら付近の住民とかなんとかの情報を得ながら対応しなければだめだと思うわけ。手紙出しても返事も来ない、何も来ないからと投げしておくからこういうことになる。やっぱりそういうものに対しては足を運んで、ちゃんとした情報をとりながらやらなければだめなの。そういうことで、今後はそういう方向で検討していただきたい。

以上。

○議長（山本清秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第2、議案第89号 訴えの提起の件を議題とします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、提案させていただきます。

議案第89号 訴えの提起の件。次のとおり訴えを提起するものとする。平成25年9月20日提出、つがる市長。

提案理由でございます。市営住宅明け渡し等の請求の訴えを青森地方裁判所五所川原支部へ提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。この案件も調停に持ち込んでも相手方が出頭しなければ成立しないということから、訴訟による解決が適当であると判断したものでございます。

次のページをお開きください。訴えの提起について記載をされております。1、相手方は記載のとおりであります。住宅入居者と連帯保証人2名の計3名でございます。

2、対象物件、青森県つがる市稲垣町豊川宮川144番1、宮川団地14号。

3、請求の趣旨でございます。（1）、相手方に対し、対象物件の明け渡しを求める。（2）、相手方らに対し、平成25年5月1日から本件対象物件明け渡し済みに至るまで、月12万7,000円の割合による損害賠償の支払いを求める。（3）、相手方らに対し、連帯して滞納家賃197万5,500円の支払いを求める。（4）、相手方らに対し、訴訟費用の支払いを求める。

4、請求の原因でございます。相手方は、市からの再三にわたる家賃支払いの催告にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、多額の家賃を滞納しているものでございます。

5番、訴訟遂行の方針でございます。（1）、相手方らから滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとする。（2）、敗訴の場合は上訴するも

のとする。

次のページをお開きください。参考資料の訴状案でございます。提案説明の補足的な部分のみ説明を申し上げます。第1でございます。請求の趣旨でございます。先ほど説明した4項目の請求の趣旨をもって判決及び仮執行宣言を求めるとするものでございます。

第2、請求の原因でございます。1、本件賃貸借契約の成立。稲垣村は、被告に対し、平成15年4月23日、本件建物を稲垣村営住宅条例に基づき賃貸したものでございます。

3になります。3には、連帯保証が記載されております。

次のページをお開きください。4、賃料の滞納と催告について記載されております。被告は、平成24年3月8日時点で55カ月分の家賃を滞納していた。そこで、原告は同月16日付内容証明郵便にて催告をなしたと。そして、保証人に対する内容証明郵便は同月20日に配達された。入居者の被告に対する内容証明郵便は留置期間経過のため返送された。

次に、5、明け渡しの請求について記載しております。原告は、被告に対し、平成25年3月28日付内容証明郵便「市営住宅明け渡し請求書」をもって請求したが、留置期間経過のために返送されたという内容でございます。

次に、6、市営住宅入居許可取り消しについてでございます。原告は、被告に対し、平成25年5月31日付内容証明郵便「条件付市営住宅入居許可取消通知書」により通知したが、留置期間経過のために返送されたという内容でございます。

次に、8、損害賠償についてでございます。これも市営住宅により近傍同種の家賃の2倍に相当する損害賠償請求ができるという定めから、家賃と同額の6万3,000円という近傍の金額でございます。よって、その2倍である月額12万7,000円の割合の損害賠償を請求するというものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

松橋議員。

○22番（松橋勝利君） この件は、保証人が2人もついているわけだけれども、2人も保証人ついていながらこういう額になっているということはちょっと考えにくいのだな、我々にすれば。保証人というのはどういうことかという、ここでそういう議論ではないけれども、当局としては保証人2人もつけていながらこういう状態、これはもっと早くからこの保証人に、本人がどうしても支払い能力がないようであれば、保証人に対してもっと前からそういう手続をとるべきだ。大体3カ月滞納すれば、もう督促が出るでしょう。それでこの額まで、保証人2人もつけていながらこういう額だといえば、保証人、何も意味なきない。これは、この人に対しては滞納した1年とかそのぐらいいから、1年、2年でもいいけれども、どういう対応をとってきたの。まず、そこから議論してみる。

○議長（山本清秋君） その辺の説明。

相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） お答えします。

現在入居されている名義人は、何年も前から長期不在でございました。そのため、保証人に対して連絡をとり、納付指導の依頼をお願いしてきたところがございます。再三保証人に対して、本人に対して納付するように伝えてくださいということで連絡してきたところがございます。納付要請書あるいは納付指導要請書、これらも保証人に対して送り、本人から市役所のほうに連絡してくれるように保証人に対してお願いしてきたところですが、全然本人から連絡ないということで今回訴訟に踏み切るということでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） それは、さっきも言っているけれども、ましてやこの方は保証人2人もあるのだから、そういう状態になったときは保証人に対して差し押さえの手続とるとか、これはやっぱり。そして、返答も来ない、何も来ないから何年も投げておく、だからこのぐらいの額になってしまうのだ。今すぐ始まったものでない、これは。こうなってからでは、取られない。だから、私よく言うのだ。保証人というのは、何も本人払えないなら私が払うということだ、これ私が説明するまでもない問題だから、これはやっぱりあなた方ももっと強く出る責任あると思うよ。これは今起きてしまった問題だから、どうもならないといえどもどうもならないけれども、そういうところは私も何回も住宅の家賃の滞納とかで発言はしてきている。もっと……

○議長（山本清秋君） 松橋議員、要は保証人からもらえということだべ、保証人から取ればいいということだべ。

○24番（高橋作藏君） うん、うん。

○議長（山本清秋君） よし、わかった。

○22番（松橋勝利君） 取れることは、保証人から取らねばならないのだ。

○議長（山本清秋君） そこら辺の説明。

相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 今後保証人についても、しっかり納付しなければ最終的には住宅明け渡し及び訴訟になりますよということを厳重に伝えて対処していきたいと思っております。

○議長（山本清秋君） 4番、長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 保証人の年齢はどのぐらいのお年でしょうか。また、保証人には職業というか、収入というか、そういうのはあるのですか。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 大変申しわけありません。住宅入居本人については年を調べてきました

が、保証人について今手元に資料がありません。後ほどお答えしたいと思います。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 今後にぜひ生かしてほしいのですけれども、住宅に入るには保証人が必ずつくわけなのですけれども、保証人の年齢確認は絶対必要ではないでしょうか。例えば後期高齢者のような方が子供のための保証人になるというようなことがあれば、年金暮らしのような生活をしているので、保証人からも取れないということが考えられるわけで、保証人の確認は、せめて年齢とか収入のその確認は今後必要ではないかなと私は考えますが、その辺は担当課はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 先ほどの年齢ですが、保証人1人は44歳、それからもう一人の方は37歳でございます。職業は、1人の方は農林水産業、漁業者ということになっております。それから、もう一人の方は会社員ということでございます。

それから、保証人の年齢の確認に関してのご質問です。保証人については、その方の所得を出してもらっております。所得も一緒に添付してもらい、確かにこの保証人が本人にかわって支払う能力があるかどうか、その辺も確認して保証人を出してもらっております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第3、議案第90号 訴えの提起の件を議題とします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、議案第90号 訴えの提起の件。次のとおり訴えを提起するも

のとする。平成25年9月20日提出、つがる市長。

提案理由でございます。市営住宅明け渡し等の請求の訴えを青森地方裁判所五所川原支部へ提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため提案するものでございます。この案件も調停に持ち込んでも相手方が出頭しなければ成立しないというようなことから、訴訟による解決が適当であると判断したものでございます。

次のページをお開きください。訴えの提起について記載されております。相手方でございますが、住宅入居者とその保証人の2名でございます。

2番、対象物件。青森県つがる市木造若緑9番地、木造若緑団地50号。

3、請求の趣旨でございます。(1)、相手方に対し、対象物件の明け渡しを求める。(2)、相手方らに対し、平成25年5月1日から本件対象物件明け渡し済みに至るまで、月1万600円の割合による損害賠償の支払いを求める。(3)、相手方らに対し、連帯して滞納家賃19万400円の支払いを求める。(4)、相手方らに対し、訴訟費用の支払いを求める。

次に、4、請求の原因でございます。相手方は、市から再三にわたる家賃支払いの催告にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、多額の家賃を滞納している。

5、訴訟遂行の方針。(1)、相手方らから滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとする。(2)、敗訴の場合は上訴するものとする。

次のページをお開きください。参考資料、訴状案でございます。提案説明の補足的な内容についてのみ申し上げさせていただきます。第1、請求の趣旨でございます。先ほど説明した4項目の請求の趣旨をもって判決及び仮執行宣言を求めるとするものでございます。

第2、請求の原因でございます。1、本件賃貸借契約の成立。木造町は、被告に対し、平成11年11月12日、本件建物を木造町営住宅条例に基づき賃貸した。

3になります。3には、連帯保証が記載されております。

次に、4、賃料の滞納と催促でございます。

次のページをお開きください。被告は、平成24年3月8日時点で32カ月分の家賃を滞納していた。そこで、原告は内容証明郵便で被告に対し催促及び明け渡し請求の予告を、また保証人に対し滞納家賃の催告をなしたものであり、保証人に対しては内容証明郵便で配達をされております。入居者に対する内容証明郵便は留置期間経過のため返送されたものでございます。

次に、5、明け渡しの請求についてであります。原告は、被告に対し、平成25年3月28日付内容証明郵便「市営住宅明け渡し請求書」をもって請求したが、留置期間経過のため返送されたという内容でございます。

次に、6、市営住宅入居許可取り消しについてであります。原告は、被告に対し、平成25年5月31日付内容証明郵便「条件付市営住宅入居許可取消通知書」により市営住宅入居許可取り消しをなした旨通知したが、留置期間経過のために返送されたという内容でございます。

次に、8の損害賠償についてであります。先ほど来説明してきましたので、一部省略いたしまして、月額1万600円の割合で損害賠償をするということでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） この3件の弁護士料というか、それはどのぐらいの金額になりますか。この90号は何とか取れるのではないかなと思うのですけれども、あと前の2件はなかなか難しいなど考えていますが、弁護士料はどのぐらいですか。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） お答えします。

予算的には1件当たり大体14万から15万の予算で計上しております。今回も3件分になると50万ぐらいだと思います。

以上です。

○議長（山本清秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第3回つがる市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時05分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 本 清 秋

署名議員 天 坂 昭 市

署名議員 小笠原 忍